

1. 生物多様性地域連携促進法 条文

1-1 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年十二月十日法律第七十二号）

（目的）

第一条 この法律は、生物の多様性が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることの重要性にかんがみ、地域における多様な主体が有機的に連携して行う生物の多様性の保全のための活動を促進するための措置等を講じ、もって豊かな生物の多様性を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「生物の多様性」とは、生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）第二条第一項に規定する生物の多様性をいう。

2 この法律において「地域連携保全活動」とは、生物の多様性をはぐくむ生態系に被害を及ぼす動植物の防除、生物の多様性を保全するために欠くことのできない野生動植物の保護増殖、生態系の状況を把握するための調査その他の地域における生物の多様性を保全するための活動であって、地域の自然的社会的条件に応じ、地域における多様な主体が有機的に連携して行うものをいう。

（地域連携保全活動基本方針）

第三条 主務大臣は、地域連携保全活動の促進に関する基本方針（以下「地域連携保全活動基本方針」という。）を定めなければならない。

2 地域連携保全活動基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地域連携保全活動の促進の意義に関する事項
- 二 地域連携保全活動の促進のための施策に関する基本的事項
- 三 次条第一項の地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項
- 四 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、地域連携保全活動の促進に関する重要事項

3 地域連携保全活動基本方針は、生物多様性基本法第十一条第一項の生物多様性国家戦略との調和が保たれたものでなければならない。

4 主務大臣は、地域連携保全活動基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、地域連携保全活動基本方針の変更について準用する。

（地域連携保全活動計画の作成等）

第四条 市町村は、単独で又は共同して、地域連携保全活動基本方針に基づき、当該市町村の区域における地域連携保全活動の促進に関する計画（以下「地域連携保全活動計画」という。）を作成することができる。

2 地域連携保全活動計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 地域連携保全活動計画の区域
- 二 地域連携保全活動計画の目標
- 三 第一号の区域において市町村又は生物の多様性を保全するための活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくはこれに準ずる者として主務省令で定めるもの（以下「特定非営利活動法人等」という。）が行う地域連携保全活動の実施場所、実施時期及び実施方法その他地域連携保全活動に関する事項

四 前号の地域連携保全活動に係る国又は都道府県との連携に関する事項

五 計画期間

3 地域連携保全活動計画に特定非営利活動法人等が行う地域連携保全活動に係る事項を記載しようとする市町村は、当該事項について、あらかじめ、当該特定非営利活動法人等の同意を得なければならない。

4 地域連携保全活動を行おうとする特定非営利活動法人等は、当該地域連携保全活動を行おうとする地域をその区域に含む市町村に対し、当該地域連携保全活動に係る事項をその内容に含む地域連携保全活動計画の案の作成についての提案をすることができる。

5 前項の提案を受けた市町村は、当該提案を踏まえた地域連携保全活動計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした特定非営利活動法人等に

- 通知するよう努めなければならない。
- 6 市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該事項について、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 一 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第二号に規定する国立公園（第六条において「国立公園」という。）の区域内において行う行為であって、同法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二條第三項の許可又は同法第三十三條第一項の届出を要するもの
- 二 自然環境保全法（昭和三十八年法律第八十五号）第二十五条第四項若しくは第二十七条第三項の許可、同法第二十八条第一項の届出又は同法第三十条において読み替えて準用する同法第二十一条第一項後段（同法第二十五条第四項又は第二十七条第三項に係る部分に限る。）の同意を要する行為
- 三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十七条第四項の許可、同法第三十九条第一項の届出又は同法第五十四条第二項（同法第三十七条第四項に係る部分に限る。）の同意を要する行為
- 四 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第七項の国指定特別保護地区の区域内において行う行為であって、同項の許可を要するもの
- 7 市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該事項について、環境省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議し、当該行為が第一号から第三号までに掲げる行為のいずれかに該当する場合にあっては、その同意を得なければならない。
- 一 自然公園法第二条第三号に規定する国定公園（第六条において「国定公園」という。）の区域内において行う行為であって、同法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二條第三項の許可又は同法第三十三條第一項の届出を要するもの
- 二 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第七項の都道府県指定特別保護地区の区域内において行う行為であって、同項の許可を要するもの
- 三 都市緑地法（昭和三十八年法律第七十二号）第八条第一項の届出又は同法第十四條第一項の許

- 可を要する行為
- 四 都市緑地法第八条第七項後段若しくは第十四條第四項の規定による通知又は同条第八項後段の規定による協議を要する行為
- 8 前項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市が地域連携保全活動計画を作成する場合には、適用しない。
- 9 市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、次条第一項の地域連携保全活動協議会が組織されているときは、当該地域連携保全活動計画に記載する事項について当該地域連携保全活動協議会における協議をしなければならない。
- 10 生物多様性基本法第十三條第一項の生物多様性地域戦略を定めている市町村は、地域連携保全活動計画を作成するに当たっては、当該生物多様性地域戦略との調和を保つよう努めなければならない。
- 11 地域連携保全活動計画は、第二項第三号に掲げる事項に森林法（昭和三十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林における森林の施業が含まれるときは、当該森林の施業に係る部分について、同法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画に適合するものでなければならない。
- 12 市町村は、地域連携保全活動計画を作成したときは、遅滞なく、当該地域連携保全活動計画を公表するよう努めなければならない。
- 13 第三項から前項までの規定は、地域連携保全活動計画の変更について準用する。

（地域連携保全活動協議会）

- 第五条 地域連携保全活動計画を作成しようとする市町村は、地域連携保全活動計画の作成に関する協議及び地域連携保全活動計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「地域連携保全活動協議会」という。）を組織することができる。
- 2 地域連携保全活動協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
- 一 地域連携保全活動計画を作成しようとする市町村
- 二 地域連携保全活動計画に記載しようとする地域連携保全活動を行うと見込まれる特定非営利活動法人等

- 三 前二号に掲げる者のほか、第十三条の地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う者、関係住民、学識経験者、関係行政機関その他の市町村が必要と認める者
- 3 地域連携保全活動協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の第十三条の地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う者及び関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域連携保全活動協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、地域連携保全活動協議会の運営に関し必要な事項は、地域連携保全活動協議会が定める。

(自然公園法の特例)

- 第六条 地域連携保全活動計画において地域連携保全活動の実施主体として定められた者(以下「地域連携保全活動実施者」という。)が国立公園又は国定公園の区域内において当該地域連携保全活動計画に従って自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなす。
- 2 地域連携保全活動実施者が国立公園又は国定公園の区域内において地域連携保全活動計画に従って行う行為については、自然公園法第三十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(自然環境保全法の特例)

- 第七条 地域連携保全活動実施者が自然環境保全法第二十二条第一項の規定による自然環境保全地域(次項において「自然環境保全地域」という。)の区域内において地域連携保全活動計画に従って同法第二十五条第四項又は第二十七条第三項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなす。
- 2 地域連携保全活動実施者が自然環境保全地域の区域内において地域連携保全活動計画に従って行う行為については、自然環境保全法第二十八条第一項及び同法第三十条において読み替えて準用する同法第二十一条第一項後段(同法第二十五条第四項又は第二十七条第三項に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の特例)

- 第八条 地域連携保全活動実施者が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定による生息地等保護区(以下「生息地等保護区」という。)の区域内において地域連携保全活動計画に従って同法第三十七条第四項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。
- 2 地域連携保全活動実施者が生息地等保護区の区域内において地域連携保全活動計画に従って行う行為については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十九条第一項及び第五十四条第二項(同法第三十七条第四項に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の特例)

- 第九条 地域連携保全活動実施者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項の規定による特別保護地区の区域内において地域連携保全活動計画に従って同条第七項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

(森林法の特例)

- 第十条 地域連携保全活動実施者が地域連携保全活動計画に従って行う立木の伐採については、森林法第十条の八第一項の規定は、適用しない。

(都市緑地法の特例)

- 第十一条 地域連携保全活動実施者が都市緑地法第五条の規定による緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定による特別緑地保全地区(次項において「特別緑地保全地区」という。)の区域内において地域連携保全活動計画に従って行う行為については、同法第八条第一項、第二項及び第七項後段並びに第十四条第四項及び第八項後段の規定は、適用しない。
- 2 地域連携保全活動実施者が特別緑地保全地区の区域内において地域連携保全活動計画に従って都市緑地法第十四条第一項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

(生物の多様性の保全上重要な土地の取得の促進等)

- 第十二条 国は、生物の多様性の保全を目的として国民又は民間の団体が行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得が促進されるよう、これらの者に対し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うものとする。
- 2 環境大臣は、次に掲げる区域内の土地を国民、民間の団体又は事業者から寄附により取得した

ときは、当該土地における生物の多様性の保全について、当該寄附をした者の意見を聴くものとする。

- 一 自然公園法第二十条第一項の規定による特別地域のうち、同法第二十一条第一項の規定による特別保護地区及びこれに準ずる区域として環境大臣が指定する区域
- 二 生息地等保護区のうち、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十七条第一項の規定による管理地区及びこれに準ずる区域として環境大臣が指定する区域
- 三 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の国指定鳥獣保護区のうち、同法第二十九条第七項の国指定特別保護地区及びこれに準ずる区域として環境大臣が指定する区域

(地域連携保全活動支援センター)

第十三条 地方公共団体は、地域連携保全活動を行おうとする者、その所有する土地において地域連携保全活動が行われることを希望する者、地域連携保全活動に対して協力をしようとする者その他の関係者間における連携及び協力のあっせん並びに生物の多様性の保全に関する知識を有する者の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(次条第二項において「地域連携保全活動支援センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(国等の援助等)

- 第十四条 国及び地方公共団体は、地域連携保全活動に関し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うよう努めるものとする。
- 2 国、地方公共団体及び地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う者は、地域連携保全活動の円滑な実施が促進されるよう、必要な情報交換を行うなどして相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(主務大臣等)

第十五条 この法律における主務大臣は、環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

- 2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。
- 3 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第三条第一項から第三項までの規定の例により、地域連携保全活動の促進に関する基本方針を定めることができる。

- 2 主務大臣は、前項の基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 3 第一項の規定により定められた地域連携保全活動の促進に関する基本方針は、この法律の施行の日において第三条第一項及び第二項の規定により定められた地域連携保全活動基本方針とみなす。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、土地の所有者が判明しないことその他の事情により地域における生物の多様性の保全のための活動について土地の所有者の協力が得られないことが当該活動に支障を及ぼす場合があることにかんがみ、土地の所有者の協力が得られない場合における地域における生物の多様性を保全するための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

1-2 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の施行期日を定める政令（平成二十三年八月三日政令第二百五十号）

内閣は、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）附則第1条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の施行期日は、平成23年10月1日とする。

1-3 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第4条第2項第3号の特定非営利活動法人に準ずる者を定める省令（平成二十三年九月三十日農林水産省・国土交通省・環境省令第二号）

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）第4条第2項第3号の規定に基づき、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第4条第2項第3号の特定非営利活動法人に準ずる者を定める省令を次のように定める。

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（以下「法」という。）第4条第2項第3号に規定する特定非営利活動法人に準ずる者として主務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（次号において単に「特定非営利活動法人」という。）を除き、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。次号において同じ。）であって、生物の多様性を保全するための活動を行うことを目的とするもの
- 二 前号に掲げる者のほか、生物の多様性を保全するための活動又は当該活動の促進に寄与する活動を行う法人及び特定非営利活動法人
- 三 生物の多様性を保全するための活動又は当該活動の促進に寄与する活動を行う個人

附 則

この省令は、法の施行の日（平成23年10月1日）から施行する。

1-4 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第4条第6項に規定する環境大臣に対する協議に関する省令（平成二十三年九月三十日環境省令第二十三号）

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）第4条第6項の規定に基づき、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第4条第6項に規定する環境大臣に対する協議に関する省令を次のように定める。

- 一 市町村は、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（以下「法」という。）第4条第6項の規定により環境大臣に協議しようとするときは、その協議書に当該協議に係る地域連携保全活動計画及び法第4条第6項各号に該当する行為の種類、目的、実施主体、実施場所、実施時期及び実施方法を記載した書類を添えて、環境大臣に提出しなければならない。
- 二 環境大臣は、前項の市町村に対し、前項の書類のほか必要と認める書類又は図面の提出を求めることができる。

附 則

この省令は、法の施行の日（平成23年10月1日）から施行する。

1-5 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第4条第7項に規定する都道府県知事に対する協議に関する省令（平成二十三年九月三十日国土交通省・環境省令第三号）

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）第4条第7項の規定に基づき、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第4条第7項に規定する都道府県知事に対する協議に関する省令を次のように定める。

- 1 市町村は、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（以下「法」という。）第4条第7項の規定により都道府県知事に協議しようとするときは、その協議書に当該協議に係る地域連携保全活動計画及び法第4条第7項各号に該当する行為の種類、目的、実施主体、実施場所、実施時期及び実施方法を記載した書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の市町村に対し、前項の書類のほか必要と認める書類又は図面の提出を求めることができる。

附 則

この省令は、法の施行の日（平成23年10月1日）から施行する。

1-6 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第15条第3項の規定により地方環境事務所に委任する権限を定める省令（平成二十三年九月三十日環境省令第二十四号）

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）第15条第3項の規定に基づき、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第15条第3項の規定により地方環境事務所に委任する権限を定める省令を次のように定める。

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（以下「法」という。）に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所に委任する。ただし、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第4条第6項に規定する権限（同条第2項第3号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為に該当する場合に限る。）
 - イ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号に規定する国立公園（この号において「国立公園」という。）の区域内において行う行為であって、同法第20条第3項の許可を要するもののうち、自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第20条第6号イからチまでに掲げる行為
 - ロ 国立公園の区域内において行う行為であって、自然公園法第21条第3項の許可を要するもののうち、自然公園法施行規則第20条第7号イからハまでに掲げる行為
 - ハ 国立公園の区域内において行う行為であって、自然公園法第22条第3項の許可を要するもののうち、自然公園法施行規則第20条第8号イからハまでに掲げる行為
 - ニ 国立公園の区域内において行う行為であって、自然公園法第33条第1項の届出を要する行為
- ホ 法第4条第6項第2号から第4号までに掲げる行為
- 二 法第12条第2項に規定する権限

附 則

この省令は、法の施行の日（平成23年10月1日）から施行する。

2. 生物多様性地域連携促進法 基本方針

地域連携保全活動の促進に関する基本方針

前文

第1章 地域連携保全活動の促進の意義に関する事項

- 1 地域の生物多様性と「地域連携保全活動」
 - (1) 地域の暮らし・文化と生物多様性
 - (2) 「地域連携保全活動」とは
- 2 地域連携保全活動の促進の意義
 - (1) 生物多様性の保全の推進と豊かな暮らしの源泉
 - (2) 地域の個性の再認識と魅力的で活力ある地域づくり
 - (3) 豊かな感性の涵養^{かん}と健康で文化的な生活
- 3 地域連携保全活動の促進の方向
 - (1) 多様な主体の参加・連携の推進
 - (2) 地域の特性に応じた活動
 - (3) 目標に向けた成果の共有と柔軟な実施
 - (4) 科学的な視点に立った活動の推進
 - (5) 経済的な価値を生み出す工夫

第2章 地域連携保全活動の促進のための施策に関する基本的事項

- 1 地方公共団体の役割と施策
 - (1) 市町村
 - (2) 都道府県
- 2 国の役割と施策
- 3 多様な主体に期待される役割
 - (1) 農林漁業者
 - (2) NPO・NGO等
 - (3) 地域住民
 - (4) 企業等の事業者
 - (5) 教育・研究機関、専門家等

第3章 地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項

- 1 市町村による活動計画の作成に当たっての基本的な考え方
 - (1) 作成過程への多様な主体の参加の促進
 - (2) NPO等による提案の取入れ
 - (3) 地域の自然的・社会的条件の反映
 - (4) 各種計画等との調和、関係者との調整
 - (5) 活動計画の評価と柔軟な見直し

2 地域連携保全活動計画の内容

- (1) 区域
 - (2) 目標
 - (3) 活動の内容
 - (4) 国又は都道府県との連携に関する事項
 - (5) 計画期間
- 3 特例措置に係る手続及び他法令・計画等との調整等
- (1) 自然公園法等の各法律の特例措置に係る協議
 - (2) 市町村森林整備計画との適合
 - (3) 特例措置の対象とならない法令の規制等及び特例措置に係る違反の取扱い

第4章 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域連携保全活動の促進

に際し配慮すべき事項

- 1 農林漁業に係る生産活動との調和
 - (1) 農林漁業と生物多様性
 - (2) 地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項
 - (3) 地域連携保全活動と農林漁業の一体的な促進
- 2 社会資本整備との調和

第5章 その他地域連携保全活動の促進に関する重要事項

- 1 地域連携保全活動協議会
 - (1) 協議会の組織化・構成員
 - (2) 協議会の運営等
- 2 地域連携保全活動支援センター

前文

我が国には、変化に富んだ自然があり、多様な生物が生息・生育しています。そして、人々の暮らしの営みを通じて形づくられた特有の文化があります。これらの自然や文化は、それぞれの地域において長い年月をかけて育まれてきたものです。

これが、我が国の豊かな生物多様性の根源であり、また、この豊かな生物多様性から得られる多くの恵みに支えられて、私たちの暮らしが成り立っています。

現在、日本各地では、地域の活力を取戻したいという思いが高まりつつあります。地域を活性化するためには、地域の自然や歴史、生活文化といった地域固有の財産をうまく紡ぎ、活かすとともに、次世代に継承していくことが極めて重要であり、生物多様性とはまさにその地域固有の財産の一部です。

しかしながら、近年、開発等の人間活動による生物種の減少や生態系の破壊、社会構造の変化に伴う里地里山等に対する人間の働きかけの縮小、人為的に持ち込まれた外来種による生態系のかく乱等が進行しており、本来豊かであるはずの生物多様性が失われつつあります。

今日、既に様々な立場の関係者が主体となり、それぞれの地域の自然や文化等の特性を活かして、地域の活性化と生物多様性の保全に役立つ活動が数多く行われています。こうした「地域の活性化」と「生物多様性の保全」双方に役立つ取組に、より一層の広がりを持たせることが必要です。

生物多様性の保全に役立つ活動に様々な主体が参加して取り組むことで、人と人、人と自然のつながり、地域への誇りと愛着、そして、地域の活力が生み出されます。こうした地域連携保全活動が、少子高齢化や過疎化等それぞれの地域が抱える課題を乗り越える契機となっていくことが期待されます。

また、それぞれの地域において自然と対立するのではなく、自然に順応した形で培ってきた知恵を暮らしに活かすことは、災害に対処し暮らしの安全を図ることにもつながります。

このたび、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号。以下「法」という。）が制定されました。

この基本方針は、法第3条に基づいた地域連携保全活動の促進の意義や地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項等を定めたものです。

本基本方針に基づき、全国各地において、地域連携保全活動が促進され、全国各地でいのちにぎわう豊かな地域づくりが進められていくことを期待します。

第1章 地域連携保全活動の促進の意義に関する事項

1 地域の生物多様性と「地域連携保全活動」

(1) 地域の暮らし・文化と生物多様性

我が国は、森林や里地里山、都市内の緑地、河川、湿原、干潟、サンゴ礁等、様々なタイプの自然があり、固有種を含め多くの生物が生息・生育しています。

この豊かな生物多様性は、南北に長い国土や複雑な地形、季節風の影響による四季の移ろい、複数の寒暖流による恵み豊かな海と、その上に積み重ねられてきた農林漁業等の生産活動や生活文化等人々の長い年月にわたる暮らしの営みによって形づくられてきたものです。

そして、生物多様性は、地域固有の財産として、地域色豊かな食、工芸、祭り等を育み、それぞれの地域における独自の文化の多様性を支え、暮らしの基礎になっています。

しかし、近年、全国各地において、これまでそれぞれの地域の多様な自然的・社会的条件を基盤として育まれてきた豊かな生物多様性の損失が深刻化しています。

例えば、開発等の人間活動によるコウノトリやメダカ、ササユリ等のかつて身近に見られた動植物の減少、人為的に持ち込まれたアライグマやアメリカザリガニ等の外来種による生態系のかく乱、里地里山等に対する人間の働きかけの縮小によるギフチョウやハナシノブ等の特徴的な種の減少、シカやイノシシ等の増加による生態系や農林業に係る被害等が生じています。そして、このような生物多様性の損失は、地域特有の食や伝統行事等の文化の衰退も招いています。

加えて、地球温暖化の進行により生物多様性に対する深刻な影響が生じることも危惧されています。

(2) 「地域連携保全活動」とは

地域の自然や文化等の自然的・社会的条件を活かして、地域の多様な主体が有機的に連携して行う、「地域連携保全活動」は、生物多様性の保全を重視した農林漁業や緑地の保全・創出、生態系や希少な野生動植物の保護、生態系や農林水産業に被害を及ぼす外来種の防除、生態系に関する調査、自然とのふれあい、環境教育等の活動が挙げられ、農林漁業や自然とのふれあいの場の創出の一環として生物多様性の保全に役立つ活動も広く含まれます。

現在、既に、地方公共団体並びに農林漁業者、特定非営利活動法人をはじめとした民間の団体、地域住民、企業等の事業者並びに教育・研究機関及び専門家等（以下「地域の多様な主体」という。）によって、全国各地において生物多様性の保全に役立つ活動が行われています。

例えば、希少な野生動植物の生息・生育環境を改善するための活動、雑木林の下草刈りや竹林の管理等の里地里山保全活動、ふゆみずたんば等の生態系に配慮した農業生産に関する活動、都市における緑地の保全・創出活動、河川やため池における生物の生息・生育環境の健全化や外来種対策、海の生物を育む藻場や干潟、サンゴ礁の保全活動、市民参加型の身近な生きもの調査、地域資源を活用したエコツーリズム、環境教育・学習等が行われています。これらも「地域連携保全活動」に含まれると考えられます。

2 地域連携保全活動の促進の意義

地域連携保全活動の意義は、以下に掲げるような多くの観点から、私たちの暮らしを豊かにし、地域の活力を生み出していくことにあります。

(1) 生物多様性の保全の推進と豊かな暮らしの源泉

私たちの生活は、豊かな生物多様性に支えられ、地域固有の文化の継承、気候の安定や災害の軽減、観光や特産品等の経済活動等、地域の生態系から多くの恵み(生態系サービス)を受けて成り立っています。

全国各地で地域の特性に応じた地域連携保全活動が行われることによって、地域レベルの生物多様性の保全、ひいては我が国全体の生物多様性の保全の一層の推進につながり、豊かな暮らしの源泉となります。

(2) 地域の個性の再認識と魅力的で活力ある地域づくり

地域連携保全活動は、地域が個性的で魅力ある地域づくりを進める上で有効なものです。

活動が地域に根ざすことによって、地域の子どもから高齢者までが協働し、地域の個性を再認識する機会が得られるとともに、地域コミュニティの再構築にもつながります。人と人、そして人と自然がつながり、地域への誇りや愛着の感情を呼び起こすことで、生物多様性を基礎とする地域固有の美しい風景や豊かで伝統的な地域文化が引き継がれ、地域の活力も生まれます。

さらに、バイオマス等の地域資源を活用した新たな産業の創出、都市住民や企業等の事業者との連携を通じた都市と農村との交流の促進、小・中学生による生きもの調査を通じた環境教育等、新しい地域づくりの取組につながっていくことが期待できます。

(3) 豊かな感性の^{かん}涵養と健康で文化的な生活

活動に参加する一人一人にとっても、自然の中での活動や様々な関係者とのふれあい等を通じて、精神の安定や健康の増進が図られるとともに、豊かな感性が育まれる等、健康で文化的な生活の一助となることが期待できます。

3 地域連携保全活動の促進の方向

地域連携保全活動は、次に掲げる基本的な方向を踏まえることで、地域の生物多様性の保全が推進されるとともに、地域資源を活かした地域の活性化が促進されます。

(1) 多様な主体の参加・連携の推進

地域連携保全活動の初期の検討段階から、その実施、実施後の評価と活動の見直しに至るまで、できるだけ地域の多様な主体が参加・連携する機会を持つことが大切です。多様な主体の参加を促すとともに、各主体が有機的に連携できる体制や仕組みを整えることで、活動をより有効なものにし、活動から得られる効果を高めることができます。

(2) 地域の特性に応じた活動

地域の生物多様性は、それぞれの地域の自然的・社会的条件を背景として長い年月をかけて形づくられてきたものであり、一つとして同じものはありません。

そのため、地域の生物多様性が形づくられてきた背景を尊重するという視点に立ちつつ、その地域の自然環境や野生生物の分布状況、歴史や文化、人と自然との関わり等を踏まえて、地域連携保全活動を行うことが重要です。

特に、教育・研究機関、専門家、その地域に長年住む農林漁業者や住民等地域の自然や生活文化に関する知識や経験を有する者との連携を図り、協力や助言を得られる体制を整えるとともに、地域で引き継がれている知識や経験に関する情報を蓄積して活かすことが効果的です。

また、地域で培われてきた知識や技術を生かし、創意工夫を重ねながら行われている既存の活動を発展させる視点も重要です。

(3) 目標に向けた成果の共有と柔軟な実施

目標を明確にし、それに向けた進み具合を参加者の間で共有することは、参加意識や向上心を高めることにつながります。

協働の作業を通じて、地域の自然や文化への理解を深め、さらに、活動によって得られた新たな知恵等を活かして目標や計画を見直す作業を重ねることは、それ自体が地域づくりの過程に他なりません。

また、活動の成果を確かめるための調査は、対象となる生物の存在や価値を実感し、活動の達成感を共有できる貴重な機会となります。同じ場所を長期間にわたり観察し続けることは、生態系が複雑で絶えず変化し続けていることの理解につながります。このような理解に基づき、活動の柔軟な実施を心がけることが大切です。

(4) 科学的な視点に立った活動の推進

科学的な知見に基づく適切な方法で実施することも重要です。

地域で行われている取組の中には、本来その地域に生息・生育しない動植物を放ったり植えたりしてしまい、地域の生物多様性の保全に支障を及ぼすような行為を気付かずに行っている事例等もあり、専門家等のアドバイスを受けることで、取組を効果的に推進することができます。

このため、教育・研究機関や専門家等との連携を図り、地域の自然に関する情報の収集・整理、活動の実施方法の検討等に関して、協力や助言を得られる体制を整えることが重要です。

(5) 経済的な価値を生み出す工夫

地域連携保全活動を持続的なものとするため、経済的な価値が生まれるような工夫も重要です。

全国各地において、生態系に配慮した農法で生産した「生きものブランド米」の販売や地域の自然資源を利用したエコツーリズムによる観光の推進、バイオマスの利活用による新たな地域産業の育成・創出等が地域経済と結びつき、地域の活性化につながっているという例が多く見られます。

このような視点は、地域連携保全活動を持続的に行う推進力となることに加え、地域で新たな活動を始める契機にもなります。

第2章 地域連携保全活動の促進のための施策に関する基本的事項

生物多様性の保全は、地域における固有の自然を対象とした活動によって支えられています。

このため、地方公共団体には、地域の自然的・社会的条件に応じたきめ細かな生物多様性の保全の取組を進める役割が期待されています。

地域連携保全活動の促進に当たっては、都道府県、市町村がそれぞれの立場や地域の特性に応じて、地域連携保全活動計画(以下「活動計画」という。)の作成や地域連携保全活動協議会(以下「協議会」という。)の組織化、地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う者(以下「支援センター」という。)の設置、地域連携保全活動に関する情報提供や助言等の必要な援助を行うこと等が期待されます。

既に、多くの地方公共団体では、生物多様性の保全を推進するための条例や里地里山を保全するための協定制度を設けた条例等、それぞれに工夫を凝らした仕組みづくりが進められています。また、生物多様性基本法(平成20年法律第58号)においては、地域で生物多様性に関する取組を推進するための総合的な指針である「生物多様性地域戦略」の策定に努めることとされています。今後更にこれらの取組を広げていくとともに、こうした取組と法に基づく取組が融合することにより、より強固な体制が整えられ、生物多様性の保全に関する活動の広がりが期待されます。

そして、地域の多様な主体と国民一人一人には、各地で行われる地域連携保全活動に参加することを通じて、自ら生物多様性の保全と地域の活性化を図っていくことが期待され、それぞれが積極的に、かつ有機的に連携して、それぞれの役割を果たしていくことが重要です。その他、例えば、都市住民による、農山漁村等における地域連携保全活動への参加や、生物多様性の保全に配慮した商品の購入等を通じて居住地域以外における活動に貢献することも期待されます。

1 地方公共団体の役割と施策

(1) 市町村

市町村は、地域の財産となる生物多様性や生活文化を保全し、それを地域の資源として活かしながら、地域の活力を生み出していく、地域連携保全活動を促進する中心的かつ積極的な役割を担います。

地域連携保全活動では、活動の実行計画となる活動計画を作成する役割を担っています。そして、活動を円滑に効果的に進めていくコーディネーターとして、地域の様々な関係者との連携・調整を図るとともに、調整や合意形成を図る場としての協議会を組織することや、助言や必要な支援を受けるため、必要に応じて国や都道府県との連携を図ることも期待されます。

(2) 都道府県

都道府県は、各地域における地域連携保全活動の円滑な実施を促進するため、市町村や特定非営利活動法人等、地域の多様な主体に対する地域連携保全活動に関する情報提供や技術的な助言等の必要な援助を行う等の役割を担います。都道府県が主体的に行ってきた取組や成果を活かし、市町村が行う地域連携保全活動と積極的に連携することが望まれます。

特に、支援センターの設置に関しては、広域的な視点で地域の生物多様性の保全のための行政を担う都道府県による積極的な取組が期待されます。

また、複数の市町村が連携して活動を行おうとする場合や、さらに都道府県境をまたがるような場合には、協議会への参加等を通じて、市町村間の調整を図る等の役割も期待されます。

2 国の役割と施策

国は、生物多様性基本法に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である「生物多様性国家戦略」を策定するとともに、生物多様性に関連する各種制度を動員して検討を行う等、全国的な視点から生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を進めます。

地域連携保全活動の促進に当たっては、国民や地方公共団体、企業等の事業者において高まってきた生物多様性の保全に対する意欲を実際の活動の形に変え、各地に芽生え始めている活動の芽を伸ばし、既存の活動が更に発展して地域の活性化につなげられるように支援する役割を担います。

具体的には、地域連携保全活動を支援するため各種予算措置、活動を行うための実施計画となる活動計画の作成に係る手引書の整備、各地域における地域連携保全活動に関する情報提供、活動地域相互のネットワーク形成の支援、活動の実施に当たっての技術的な助言等を行います。

また、地域連携保全活動の円滑な実施の促進の観点から、地方公共団体及び支援センターと、必要な情報交換を行う等相互に連携を図りながら協力するよう努めます。

また、引き続き、生物多様性に対する理解を社会に浸透させるための普及啓発や環境教育等に取り組みます。

3 多様な主体に期待される役割

地域の多様な主体には、組織として活動計画の作成に参加し、活動を主体的に実行するとともに、個人として保全する地域の自然や生活文化について考え、経験や知識を基にしたアイデアを出し合い、活動に参加する等、市町村とともに地域連携保全活動を実施する役割が考えられます。

また、それぞれの主体には、その特性に応じた下記のような役割が期待されます。

(1) 農林漁業者

森林や里地里山・田園地域、沿岸・海洋域においては、地域連携保全活動と農林漁業は密接な関係にあります。農林漁業者は、地域固有の風土に合わせた生業を通じて地域の自然に関する深い経験と知識を有し、農林漁業を通じて生物多様性を保全しているだけでなく、農林漁業と結びついた伝統行事や生活文化を伝承しています。

農林漁業者には、これらの豊富な知識を活かし、活動の場において技術等の協力や指導を行う役割や、土地の所有者や管理者として実施面の主体的役割等を担うことが期待されます。

農林漁業者が積極的に関わることによって、活動が地域の特性に応じたものとなり、地域住民をはじめとする多様な主体の参加や協力を得ることにつながります。

(2) NPO・NGO等

特定非営利活動法人をはじめとした民間の団体(以下「NPO・NGO等」という。)は、行政だけではきめ細かく対応することのできないような、地域に密着した生物多様性の保全に関する活動を支えています。

これまでの活動経験や地域の自然に関する知識を活かして、活動計画の案の提案や協議会への参加等を通じて、活動計画の作成段階から実施、成果を確かめるための調査に至るまで積極的に関わることや、活動の実施面における中心的な役割を担うことが期待されます。

また、活動を円滑に進めるために、市町村とともに様々な主体間の連携・調整を図る役割も期待されます。

(3) 地域住民

町内会、学校等の組織が地域連携保全活動に積極的に参加・協力することによって、土地所有者をはじめとする地域の関係者との調整や活動の担い手の育成等が図られ、活動を持続的・安定的なものとする効果が期待できます。

特に、地域の人材を活かす機会が提供され地域に根ざした活動が促進されると、地域コミュニティの再構築や、地域の個性の再認識と郷土への愛情の育成等、様々な効果が生まれます。

地域住民一人一人には、地域連携保全活動の作業や調査に参加する他、生活者としての発想から活動展開のアイデアを提案したり、暮らしの知恵や地域の伝統等を活動に活かしたりする役割を担うことが期待されます。

(4) 企業等の事業者

企業等の事業者の生物多様性に関する関心は高まりつつあり、現在、生物多様性の保全に関する活動への参加や事業活動を行う際の生物多様性への配慮等、様々な形で生物多様性に関する取組が進められています。

地域連携保全活動の促進に関しては、市町村やNPO・NGO等との連携を図り、活動計画の作成段階から実施に至るまで積極的な取組が期待されます。

社員等による作業への参加、活動に対する各種支援、専門的な技術の提供や指導、経済的な価値が生まれるようなアイデアの提供、所有する土地における主体的な活動の実施等の役割を担うことも期待されます。

(5) 教育・研究機関、専門家等

大学や博物館等の教育・研究機関、専門家等には、科学的な知見に基づき地域連携保全活動を実施する役割をはじめ、その専門的な知識を活かした役割を担うことが期待されます。

具体的には、地域の自然的・社会的条件に関する情報の収集・整理、活動計画や活動の実施に関する助言や指導、活動への参加を希望するNPO・NGO等や企業等の事業者に対する助言や連携のあっせん、科学的知見に基づく活動の重要性に関する普及啓発、活動を通じた環境教育・学習等の役割を担うことが期待されます。

第3章 地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項

1 市町村による活動計画の作成に当たっての基本的な考え方

市町村が作成する活動計画は、地域連携保全活動の区域や目標、実施主体、実施場所、実施時期、実施方法等を具体的に定めるもので、活動区域において生物多様性の保全を進めるための実行計画となるものです。

先に示した地域連携保全活動の方向性を踏まえて、次に掲げる基本的な考え方を取り入れながら活動計画を作成します。活動計画の作成過程は、地域の固有の自然と伝統的な文化の価値を認識し、地域づくりにつなげていく過程でもあります。

活動計画は、実施の結果として出てくる課題や発展していく内容等を踏まえて、より良いものに見直していく視点で作成することが重要です。

(1) 作成過程への多様な主体の参加の促進

活動計画の作成に当たっては、地域の多様な主体の参加を促し、各主体が有機的な連携を図ることで、各主体がそれぞれの役割を十分に果たせるようになり、活動計画の実行性と活動の効果を高めることができます。

市町村が組織することができる協議会においては、活動計画の作成や実施に係る協議、地域の様々な関係者間の合意形成等が図られることとなり、協議会の設置は、地域連携保全活動の円滑かつ効率的な実施のために有効なものとなります。

活動計画の作成に当たって、当該計画の案の内容について地域の様々な関係者から意見を求めたり、協議会を公開したりすることで、多様な主体の参加・連携が促進されます。そして、作成した活動計画を公表し、広く知らせることで、活動に対する理解を高め、新たな主体の参加や支援を生むことにつながります。

また、地域連携保全活動は、農林水産行政や都市行政、環境保全行政等多くの行政分野に関わります。市町村のそれぞれの部署が関わることで、それぞれが持つ得意分野が生かされ、活動の幅が広がり、地域づくりへと発展させていく上で有効になります。

(2) NPO等による提案の取入れ

地域連携保全活動を行おうとするNPO等は、活動の内容を含む活動計画案の作成について市町村に提案することができます。この仕組みは、民間発意による生物多様性の保全の取組の促進やNPO等と市町村による連携した計画作成の観点から、極めて重要なものとなります。

市町村に対する提案は、提案の実現性を確保する観点から、可能な限り具体的な内容とし、活動計画の目標や区域の案等も含めたものにすることが大切です。

活動計画案の作成に関する提案を受けた市町村は、地域の自然的・社会的条件を踏まえ、この提案に係る活動計画の作成の必要性について十分な検討を行い、活動計画を作成する必要があると判断した際には、提案者との連携を図りつつ当該計画の作成を進めることが重要です。一方、当該計画を作成する必要がないと判断した際には、その理由等について、提案者に十分な説明を行うように努めます。

なお、提案者と市町村は、地域連携保全活動の促進のため、活動計画の作成に関して相互に協力する意識を持つことが大切です。

(3) 地域の自然的・社会的条件の反映

活動計画の作成に当たっては、地域の特性に応じた適切な方法によって生物多様性を保全する観点から、事前に地域の自然的・社会的条件に関する情報収集や調査等を行うことが重要です。

情報収集や調査を行うことは、活動に参加する各主体にとって地域の特性を理解する上でも大切な過程です。

情報収集や調査に当たっては、地域の教育機関、その土地に根ざした暮らしを長年続けている地域住民や

農林漁業者等地域の自然に関する知識や経験を有する地域の人材を活かして行う方法が効率的です。
その結果を踏まえ、協議会において教育・研究機関や専門家から助言を得ると更に有効です。

(4) 各種計画等との調和・関係者との調整

活動計画の作成に当たっては、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略や農林漁業、社会資本整備及び土地利用等に係る関係法令に基づく各種計画等との調和を図ることが求められます。なお、活動計画と関連する各種計画等の変更があった場合は、これらの計画等との適合性等について点検し、必要に応じて、活動計画の変更を行うことが重要です。

また、地域連携保全活動の円滑かつ確実な実施の観点から、活動実施場所の土地所有者や占有者、公共施設や水域の管理者等の同意を得る等、関係者との十分な調整が必要です。

(5) 活動計画の評価と柔軟な見直し

市町村は、地域連携保全活動の実施主体が、活動の実施状況や成果等を把握するために行う調査の報告等を整理し、その結果を踏まえ、活動計画を点検・評価し、必要に応じて計画の目標や活動内容を見直すことが大切です。これらの作業を行うことで、活動継続への意識が高まり、活動の効果的な実施につながります。

調査においては、各地域で実施可能な簡単な方法を採用すると、多様な主体の参加を図りながら継続的に活動を実施することができます。

2 地域連携保全活動計画の内容

活動計画には、以下の事項を基本とし、その他地域連携保全活動の促進のために必要な事項を記載します。

(1) 区域

活動計画の区域は、必ずしも市町村の区域全体を対象とする必要はなく、活動の特性と目的に応じた適切な範囲を設定することが大切です。また、地域連携保全活動を促進すべき区域として、流域や山系、海域等それぞれの地域間における生態系のつながり等を踏まえ、地域の自然的・社会的条件に応じた適切な範囲を設定することが望まれます。

このため、必要があるときは、複数の市町村にまたがる区域を設定し、それらの市町村が共同して活動計画を作成することができます。

(2) 目標

活動計画の目標は、地域の多様な主体が一丸となり、目標の達成に向けてそれぞれの役割を十分に果たすことができ、かつ目標の達成状況について容易に確認することができるよう、具体的で分かりやすい内容とします。

また、地域連携保全活動の一層の促進を図るためには、目標に地域の活性化に関する観点を加えることや目標の達成状況を把握するための指標を設定する等、関係者の意識の高揚が図られるような工夫をすることも有効です。

(3) 活動の内容

それぞれの主体が活動計画の目標を達成するために行う活動の内容を記載します。その際には、作成する活動計画が実行的かつ効果的なものとなり、各主体が活動しやすい計画となるよう、実施主体や実施場所、実施時期、実施方法を可能な限り具体的に記載します。また、実施主体がそれぞれ行う、活動の実施状況や成果を把握するための調査の実施方法等についても、併せて記載します。

NPO等が行う地域連携保全活動を活動計画に記載しようとする際には、あらかじめ、当該NPO等の同意を得ることが必要です。

自然公園法(昭和32年法律第161号)等の各法律の特例措置の対象となる活動を記載する際には、その他の事項として、活動実施場所の自然環境の状況等、各法律に基づく許可や届出等の手続に準じた内容を記載することが必要です。なお、この特例措置は、各法律の法目的に沿った地域連携保全活動の円滑な実施を図るためのものであるため、特例措置の対象となる各法律の許可や届出等を必要とする活動を含む活動計画を作成する際には、各法律の趣旨や目的を踏まえ、適切な内容とすることが必要です。

(4) 国又は都道府県との連携に関する事項

活動計画の目標の達成に向けて、活動計画に基づく地域連携保全活動と併せて行われることが望ましい国又は都道府県の取組等がある場合には、国又は都道府県と調整し、これらの取組等との連携の方法等について活動計画に記載することで、活動計画の実効性を高めることが有効です。

(5) 計画期間

計画期間は、活動計画の目標を達成するために必要な期間として、活動計画の目標の設定状況や地域連携保全活動の内容等を踏まえ、地域の自然的・社会的条件に応じた適切な期間を設定します。

3 特例措置に係る手続及び他法令・計画等との調整等

(1) 自然公園法等の各法律の特例措置に係る協議

地域連携保全活動の円滑な実施を図るため、活動計画に基づく活動については、自然公園法、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)及び都市緑地法(昭和48年法律第72号)の許可や届出等の一部を不要とする特例措置が設けられています。

そのため、市町村は、特例措置の対象となる各法律の許可や届出等を必要とする活動を含む計画を作成するには、許可等の権限を有する環境大臣又は都道府県知事に協議等を行うことが必要です。この手続を行うことにより、活動計画に含まれる許可を要する行為が一括して処理されることが可能になります。

環境大臣又は都道府県知事は、当該協議があった場合には、各法律の法益の観点から、各種法令等で定められている許可基準等に則して、当該協議に係る地域連携保全活動の妥当性或当該活動に係る行為による支障の有無等を判断することになります。

(2) 市町村森林整備計画との適合

市町村は、地域連携保全活動の内容に森林法(昭和26年法律第249号)に基づく地域森林計画の対象となっている民有林の区域における立木の伐採等森林の施業に係る事項が含まれる場合は、活動計画に、森林法第10条の8で定める森林の所在場所、伐採面積、伐採方法を記載するとともに、活動内容を市町村森林整備計画に適合させる必要があります。

活動計画と市町村森林整備計画との適合性を確保することにより、実施主体が活動計画に従って行う立木の伐採等の行為については、森林法第10条の8に基づく「立木の伐採及び伐採後の造林の届出」が不要となります。

(3) 特例措置の対象とならない規制等及び特例措置に係る違反の取扱い

活動計画に基づく地域連携保全活動に、特例措置の対象となっていない法令の規制行為等が含まれる場合は、当該行為をしようとする者の、法令の規定に基づく個別の許可申請等が必要です。

また、特例措置の対象となる行為を行う地域連携保全活動について、環境大臣又は都道府県知事に活動計画の協議等を行った場合や、活動計画を市町村森林整備計画に適合させた場合であっても、活動計画に記載した実施場所及び実施方法と異なる行為を行った際には、自然公園法、都市緑地法、森林法等の個別の法律に基づく処分の対象となる可能性があることに注意が必要です。

第4章 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項

1 農林漁業に係る生産活動との調和

(1) 農林漁業と生物多様性

農林漁業は、地域の豊かな生物多様性を基盤として、生態系やそれを構成する様々な生物からの恵みを受けながら生産活動が行われています。

里山林等の森林や草原、水田、水路、ため池、藻場、干潟等の適切な維持・管理等を通じて、その地域特有の野生動植物の生息・生育環境が形成される等、持続的な農林漁業の営みによって、地域の豊かな生物多様性が育まれています。

このように、農林漁業と生物多様性は、相互に密接に関わるとともに、恩恵を享受しあいながら成り立っています。

(2) 地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項

(1)に示した農林漁業と生物多様性の関係を踏まえると、生物多様性とのつながりの中で持続的な農林漁業が営まれている里地里山・田園地域や沿岸域等では、より多くの地域連携保全活動が行われることが想定されます。また、各地の里地里山・田園地域等では、近年のシカやイノシシ、アライグマ等の鳥獣による農林業被害を受け、鳥獣被害の防止のための取組が進められています。このような地域においては、その地域における農林漁業や鳥獣被害防止に係る政策を踏まえるとともに、農林漁業者をはじめとする関係者や隣接地域との調整を図ることで、より一層効果的に地域連携保全活動を実施することができます。

このため、活動計画の作成及び当該計画に基づく地域連携保全活動の実施に当たっては、市町村森林整備計画や農業振興地域整備計画等の農林漁業に係る行政計画及び鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)に基づく被害防止計画等との調和を図るとともに、協議会等において、農林漁業者等を交えながら当該活動の実施方法等に関する協議や調整を行うことで、地域の農林漁業に配慮しつつ、生物多様性の保全を推進することが期待できます。

(3) 地域連携保全活動と農林漁業の一体的な促進

現在、全国各地において、農林漁業者と地域の様々な関係者が連携して、鳥類の生息環境の提供や採餌環境を整えるためのふゆみずたんば、カエルやホタル等の生息環境に配慮したあぜや用水路づくり、生物多様性の保全を含む森林の多面的機能の発揮のための間伐や下草刈り、魚介類の生息・産卵環境に配慮した藻場や干潟の保全等、生物多様性の保全を重視した持続的な農林漁業が営まれています。このような持続的な農林漁業は、里地里山や田園地域、沿岸等における生物多様性の保全に大きく貢献しています。

また、生物多様性の保全を重視した農林漁業を進めることによって、生きものブランド米等の付加価値の高い米の生産やバイオマスの利活用による新たな地域産業の創出等、地域の特性を活かした農林漁業の振興や地域の活性化といった効果も期待されます。

地域の生物多様性の保全や農林漁業の振興、地域の活性化等を推進する上で、地域連携保全活動と生物多様性の保全を重視した農林漁業とが一体的に促進されることが重要です。

2 社会資本整備との調和

都市化や開発等がもたらした負の影響の一つとして、生物の生息・生育空間の縮小、消失、分断等の進行が挙げられます。しかし近年では、自然再生推進法(平成14年法律第148号)の制定や、河川法(昭和39年法律第167号)の目的に環境の保全が位置付けられる等、法令の整備が進められるとともに、多自然川づくりや干潟の保全、都市公園における樹林地や水辺を含む多様な自然的環境の保全・再生等、生物の生息・生育空間の確保に配慮した整備が見られます。また、地域住民や利用者の自然とのふれあいの場の創出に配慮している取組も行われる等、社会資本整備に当たっても自然環境の保全・再生・創出の取組が進められているところです。

このような中で、地域在来の植物を活用した緑化や外来種駆除、希少な野生動植物の保護やモニタリング等の取組について、地域の多様な主体との協働のもとで行われることが、より質の高い整備・管理へとつながります。また、公共施設や水域の管理者等が整備・管理に当たって様々な情報を提供するとともに地域連携保全活動を行おうとする者との間で相互に連携・調整を図ることで、活動がより実行性のあるものとなり、効果も高まります。なお、このように保全・再生・創出された環境は、観光やレクリエーションの資源として地域の活性化に寄与することも期待できます。

第5章 その他地域連携保全活動の促進に関する重要事項

1 地域連携保全活動協議会

(1) 協議会の組織化・構成員

協議会は、活動計画を作成しようとする市町村やNPO等に加え、地域の多様な主体、支援センター、関係行政機関等であって市町村が必要と認めた者等、地域の様々な関係者の参加を得て構成されることによ

り、活動計画の作成や実施に係る協議、地域の様々な関係者間の合意形成等を図る場として活用でき、当該活動の円滑かつ効率的な実施の上で極めて有効なものとなります。

市町村は、協議会を組織しようとする際には、その旨を広く公表することで、地域連携保全活動を行おうとする者の確実な参加を図ることができます。

特に、教育・研究機関、専門家、活動実施場所の土地所有者や占有者、公共施設や水域の管理者、関係行政機関等の参加を求めることは、科学的な知見に基づく地域連携保全活動の実施及び活動の円滑な実施につながります。

(2) 協議会の運営等

協議会は、組織の構成や会議の開催方法等必要な事項を規約等に定めた上、地域連携保全活動の実施状況の変化等に応じて、柔軟に対応できる運営方法を定めておくといった視点が大切です。また、協議会の公正性・透明性を確保するため、希少な野生動植物の保護や個人情報の保護等の観点から問題のある場合を除き、会議や用いる資料を公開することが望まれます。

協議会の構成員は、地域連携保全活動の目標に向かって建設的かつ効率的な協議を行う場であることを認識し、協議会における協議の結果を尊重するよう相互に協力することが大切です。

2 地域連携保全活動支援センター

地方公共団体が単独で又は共同して設置することができる支援センターは、関係者間における連携や協力のあっせん、必要な情報の提供や助言を行う拠点です。

地域連携保全活動を行おうとするNPO等、地域連携保全活動が行われることを希望する土地所有者、地域連携保全活動に対して協力をしようとする企業等の事業者の関係者間の連携・協力を図るため、それぞれの意向を把握し、それらを踏まえて関係者間を結びつける役割を担うことが期待されます。

また、地域の自然や行おうとする活動に関する知識や経験を有する専門家等を紹介できるような仕組みづくりの他、地域に根ざした活動を担う人材の育成も期待されます。

なお、支援センターとしての機能を担う体制は、関係者間の連携・協力のあっせんを行っているNPO等との連携や、地方公共団体の既存組織の活用等を行うことでも確保することが可能です。

3. 生物多様性地域連携促進法 施行通知

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の施行について

平成23年9月30日

各都道府県知事宛

23環第181号
23林整計第138号
国総環第55号
国都公景第58号
環自計発第110930001号
農林水産省大臣官房環境政策課長
林野庁長官
国土交通省総合政策局長
国土交通省都市局長
環境省自然環境局長

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号。以下「法」という。）が平成22年12月10日に公布された。その後、平成23年8月3日に公布された地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の施行期日を定める政令（平成23年政令第250号）により、平成23年10月1日から法が施行されることとなった。

また、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第4条第2項第3号の特定非営利活動法人に準ずる者を定める省令（平成23年農林水産省令・国土交通省令・環境省令第2号。以下「特定非営利活動法人に準ずる者を定める省令」という。）、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第4条第6項に規定する環境大臣に対する協議に関する省令（平成23年環境省令第23号。以下「環境大臣協議に関する省令」という。）、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第4条第7項に規定する都道府県知事に対する協議に関する省令（平成23年国土交通省令・環境省令第3号。以下「都道府県知事協議に関する省令」という。）、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第15条第3項の規定により地方環境事務所に委任する権限を定める省令（平成23年環境省令第24号。以下「環境事務所長委任省令」という。）がそれぞれ平成23年9月30日に公布され、平成23年10月1日から施行されることとなった。

さらに、法第3条第1項に基づく地域連携保全活動の促進に関する基本方針（農林水産省・国土交通省・環境省告示第2号。以下「基本方針」という。）が平成23年9月30日に公表されたところである。

なお、本法は、平成23年8月30日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）によって、一部の条文が改正されている。

貴職におかれても、法の効果的な施行について、下記の事項に十分御留意の上、格段の御協力をお願いすると共に、貴管下市町村にも周知方お願いしたい。

記

第1 法制定の背景と目的（法第1条関係）

生物多様性は、私たちの生存基盤であり、その恵みによって社会経済が成り立っている。一方、我が国の生物多様性は、担い手の減少による里地里山の劣化や外来種の影響等により深刻な危機に直面している。このような状況の中、平成20年に生物多様性基本法（平成20年法律第58号）が制定され、国は、多様な主体の連携及び協働による生物多様性の保全のための活動を促進するために必要な措置を講ずるものとされている。また、世界的な動きとして、平成22年10月に愛知県名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では生物多様性に関する新たな世界目標である「愛知目標」が採択され、これを多くの主体とともに達成していくために、同年12月の国連総会において本年から2020年までを「国連生物多様性の10年」とす

ることが決定された。我が国においても、「愛知目標」の達成も含めて、多様な主体により生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めていく機運が高まっている。

南北に長く複雑な地形と四季の変化により多様な自然環境を有し、多様な生物が生息・生育する我が国において、豊かな生物多様性を保全していくためには、地域の特性に応じた取組が必要不可欠である。これらの取組の促進のためには、地方公共団体、農林漁業者、特定非営利活動法人をはじめとした営利を目的としない団体、地域住民、企業等の事業者、教育・研究機関、専門家等の地域における生物多様性保全に重要な役割を担う多様な主体が連携して、地域の自然的社会的条件に応じた活動を実施することが重要である。

そこで、地域における多様な主体が有機的に連携して行う、地域の特性に応じた生物多様性の保全のための活動を促進するため、基本方針の策定及び市町村が作成する地域連携保全活動計画について定め、同計画に基づく活動について関係法令の適用の特例等の措置を講じ、もって、豊かな生物の多様性を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、本法が制定されたところである。

第2 定義(法第2条関係)

1 生物の多様性

本法における「生物の多様性」は、生物多様性基本法第2条第1項に規定する生物の多様性をいい、「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること」である。

2 地域連携保全活動

本法に規定される「地域連携保全活動」は生物多様性を保全するために行われる広範な活動を対象としている。法第2条第2項では、生物多様性の保全のための活動として、現に幅広く行われており、促進する必要性の高い、代表的な活動を条文中に例示している。このため、より具体的な活動や考え方等については、基本方針の第1章を参照されたい。

また、「有機的に連携して」とは、活動をより効果的なものとし、よりよい成果を得るためには、地域で活動を行う主体が相互に密に連絡を取り合い、専門知識を共有し、各主体の能力や立場に応じた適切な役割分担の下で、共通の目標に向けた活動を一体的に行うことを意図したものである。

なお、地域連携保全活動には幅広い活動が含まれるが、当該活動が地域における多様な主体が有機的に連携して行われるものでなければ、本法に規定する地域連携保全活動には該当しないものと解される。

第3 地域連携保全活動基本方針(法第3条関係)

基本方針は、地域連携保全活動を促進するに当たっての基本的な考え方や方向性を示すものである。

なお、生物多様性と農林漁業は相互に密接に関わると共に恩恵を享受し合いながら成り立っているため、地域連携保全活動と農林漁業に係る生産活動は、両者の利害の調整を図りつつ、更に相乗的な効果を生むよう、良好な関わり合いを保つ必要がある。そのため、基本方針では「農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項」を定めている。

第4 地域連携保全活動計画の作成等(法第4条関係)

地域における生物多様性の保全のための活動が、多様な主体の連携の下に、地域の特性を踏まえて、総合的かつ一体的に実施されることを促進するため、市町村が地域連携保全活動計画(以下「活動計画」という。)を作成することができることとした。

活動計画の作成については、基本方針のほか、以下の1から7までの事項によるものとする。

1 活動計画の作成(法第4条第1項関係)

活動計画の作成には、各地域の自然環境の状況やそれに影響を与える自然的社会的条件を把握していることが重要である。このため、活動計画の作成主体は基礎行政単位である市町村とした。

なお、地域連携保全活動の実施に際しては、活動場所の土地所有者や管理者等の同意・了解等を得るべきであり、また、活動場所の土地に係る既存の計画や公益との調整が図られるべきであることから、活動計画の検討・作成の段階から、必要に応じて地域連携保全活動協議会の仕組みを活用しつつ、これらの関係者への説明や同意・了解を得るなど調整を図ることとする。

2 活動計画の記載事項(法第4条第2項関係)

(1) 活動計画の区域

活動計画の区域については、当該地域連携保全活動が土地への立入り等を伴うものであって、当該土地に係る既存の計画や公益に支障を及ぼすおそれがある場合には、活動計画の区域から当該土地を除くなど、実現可能性も考慮の上適切な範囲を設定することが望ましい。

(2) 実施主体

当該活動計画の区域内において地域連携保全活動を行う主体は、

(A) 市町村

(B) 生物の多様性を保全するための活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人

(C) これに準ずる者として主務省令で定めるもの

としている。

このうち、(C)については、特定非営利活動法人に準ずる者を定める省令において、生物多様性の保全を目的として設置された団体や、団体の設置目的にかかわらず生物多様性の保全の活動やそのような活動に寄与するため活動を行う団体や個人を含むこととしており、土地所有者や活動資金の提供者も含め、生物多様性の保全に関わる多様な主体が地域連携保全活動の実施主体となることができることとした。

特定非営利活動法人に準ずる者を定める省令第1号の「生物の多様性を保全するための活動を目的とする」法人は、定款や会則等に、このような活動を行うことを目的としていることが読み取れる記述のあるものである。

同省令第2号中「生物の多様性を保全するための活動」を行う法人等は、生物多様性を保全するための活動を具体的な場所で直接実施するもの、「当該活動の促進に寄与する活動を行う」法人等は、これらの活動を直接行うのではなく、資金や活動場所を提供するなどの活動を行うものが該当する。

同省令第3号は、同省令第2号と同様の活動を行う個人が該当する。

このように、市町村は活動計画の作成に当たって、幅広い主体を実施主体とすることができるが、外来生物の不適切な導入や生物多様性を保全するための活動と偽って他の目的を行うなど生物多様性の保全の趣旨に反する活動を行う者、多様な主体と有機的に連携して生物多様性を保全するための活動を行わない者、市町村が作成する活動計画の実施に大きな支障を及ぼす者については、本法の実施主体には該当しない。

(3) 実施内容(実施場所、実施時期、実施方法等)

活動計画においては、それぞれの実施主体が行う地域連携保全活動の実施場所、実施時期、実施方法等の活動に関する事項について可能な限り具体的に記述することとする。ただし、環境教育・学習等必ずしも特定の場所で実施されない活動も含まれることから、これらの活動についてはこの限りではない。なお、地域における多様な主体の有機的な連携を図るため、それぞれの実施主体の役割分担や活動の実施の順序など連携のあり方についても記述することが望ましい。また、活動計画の実施に係る連絡調整を行う場として、法第5条の地域連携保全活動協議会が規定されている。なお、地域連携保全活動の実施時においては、土地所有者や管理者等の指示があった場合、これに従うものとする。

なお、地域連携保全活動に森林の施業が含まれる場合にあっては第45の事項に留意して記載されたい。

また、地域連携保全活動に、自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づく確認又は認定を受けた生態系維持回復事業として実施される活動等、他の法令に基づく活動を含む場合には、このような情報は活動計画の協議等の手続の要否を判断する上で有益であることから、当該活動に関する根拠法令、計画名及び計画期間を明記することが望ましい。

(4) 国又は都道府県の事業との連携等

本法では、国又は都道府県は地域連携保全活動の実施主体とされていない。一方で、活動計画の目標を達成するためには、地域連携保全活動と国や都道府県の事業が連携して実施されることが望ましい場合もある。このため、当該事業を実施する関係機関と調整を図った上で、それらの事業と当該活動との連携について記載することとしたものである。

3 活動計画案の作成についての提案(法第4条第4項及び第5項関係)

(1) 特定非営利活動法人等による提案

地域連携保全活動を行おうとする特定非営利活動法人等(第4条第2項の(B)及び(C)。以下同じ。)は、当該活動を行おうとする地域をその区域に含む市町村に対し、当該活動を含む活動計画の案の作成について提案することができることとした。

これは、市町村と特定非営利活動法人等が連携して活動計画を作成するため、活動の実施主体となる特定非営利活動法人等が活動内容を検討し、これを市町村に提案する民間発意による計画作成の手続を整備したものである。

(2) 市町村による活動計画作成の必要性の検討

提案を受けた市町村は、提案を踏まえた活動計画を作成する必要があると判断した場合は、その旨及びその理由について、提案者に通知するよう努めなければならない。

これは、提案を受けた市町村において十分な検討に付されることを担保し、また、提案が活動計画の作成に反映されない場合に、提案者が提案内容を改善することにより、活動計画の作成に向けた前向きな調整が行えるように、対応の内容を明らかにすることを求めたものである。

また、幅広い提案者からの提案の中には、特定の関係者に限られた活動の実施など地域連携保全活動の趣旨にそぐわない活動、外来生物の不適切な導入など生物多様性の保全の趣旨に反する活動、土地所有者や管理者等の同意・了解が得られる見込みがないなど実現可能性が極めて低い活動等が含まれる場合もある。このような提案を受けた場合には、活動計画案の作成ができない理由を、市町村が提案者に対して明確に伝達することにより、本法に対する正しい理解を促すよう努めることが望ましい。

4 活動計画の作成に係る環境大臣又は都道府県知事への協議(法第4条第6項及び第7項関係)

活動計画には、国立公園等における木竹の伐採等の許可等を必要とする行為を含むことがある。このため、活動を円滑に実施するため、実施主体が行う行為について、市町村が一括して許可等を受けることができる規定を設けたものである。

法第4条第6項及び第7項において、市町村は、活動計画を作成しようとする場合において、国立公園等の区域内において規制対象となる行為が含まれるときには、当該行為について許可等の権限を有する環境大臣又は都道府県知事に協議しなければならないこととし、法第6条から第9条までに基づき、協議等の手続を行った活動計画に従って行う行為については許可等があったものとみなす特例を措置した(第6を参照)。

なお、活動計画を変更する場合には、国立公園等において許可等を要する行為に係る変更がなくとも、再度、環境大臣又は都道府県知事に協議が必要となることについて留意されたい。

(1) 環境大臣への協議

市町村は、活動計画を作成しようとする場合において、当該地域連携保全活動が以下の行為を含む場合には、当該事項について、環境大臣協議に関する省令で定めるところにより、あらかじめ、環境大臣に協議し、次のア、イ、エ、カに該当する場合にはその同意を得なければならない。

なお、本規定は、平成23年8月30日に公布・施行された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により改正されている(以下は改正後の条文に基づくものである。)

このうち、イ及びウについては、平成23年11月30日(同法の公布日の3ヶ月後)に施行されるため、それまでは、改正前の規定(イ')を参照されたい。

ア 自然公園法に規定する国立公園の区域内において行う行為であって、同法第20条第3項、第21条第3項若しくは第22条第3項の許可又は同法第33条第1項の規定による届出を要するもの

イ 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第4項若しくは第27条第3項の許可又は同法第28条第1項の届出を要する行為

ウ 自然環境保全法第30条において読み替えて準用する同法第21条第1項後段(同法第25条第4項又は第27条第3項に係る部分に限る。)の規定による協議を要する行為

イ' 自然環境保全法第25条第4項若しくは第27条第3項の許可、同法第28条第1項の規定による届出又は同法第30条において読み替えて準用する同法第21条第1項後段(同法第25条第4項又は第27条第3項に係る部分に限る。)の同意を要する行為

- エ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)第37条第4項の許可又は同法第39条第1項の届出を要する行為
- オ 種の保存法第54条第2項(同法第37条第4項に係る部分に限る。)の規定による協議を要する行為
- カ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。)第29条第7項の国指定特別保護地区の区域内において行う行為であって、同項の許可を要するもの

①協議の様式及び必要な書類

協議書は様式1によることとし、活動計画及び必要な書類・図面を添えるものとする。活動計画を変更する場合の協議については様式1に準ずるものとする。

また、環境大臣協議に関する省令第2項で規定される「環境大臣が必要と認める書類又は図面」とは、自然公園法等それぞれの法律に基づく許可等の手続に必要な書類又は図面を想定している。これは、当該協議を受けた際、環境大臣は自然公園法等それぞれの法益の観点から、各法令等で定められている許可基準等に即して、当該協議に係る地域連携保全活動の行為による支障の有無等を判断することから、判断に必要な情報を得ることを意図したものである。なお、審査に支障のない範囲で、各法令で定められている書類又は図面を省略することが可能である。

②協議書の提出先

協議に係る行為の実施場所を管轄する環境省自然保護官事務所に提出する。

活動計画が複数の自然保護官事務所の管内にまたがる場合には、主たる行為が行われる場所を管轄する自然保護官事務所に提出する。

③都道府県知事への通知及び意見照会

- i 協議に係る行為が国立公園内で実施される場合であって、自然公園法に基づき、行為の許可等の権限が都道府県知事に法定受託されている行為を含む場合には、当該協議の同意に先立って地方環境事務所長から都道府県知事に対する意見照会を行う必要がある旨の申出が当該都道府県知事からあったときは、個々の協議の受理後、当該都道府県知事に様式2により意見照会を行うものとする。
- ii iの申出の有無にかかわらず、協議書の内容及び当該協議の結果について環境大臣から都道府県知事へ通知するものとする。

(2) 都道府県知事への協議

市町村は、活動計画を作成しようとする場合において、当該地域連携保全活動が以下の行為を含む場合には、当該事項について、都道府県知事協議に関する省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議し、当該行為がア～ウのいずれかに該当する場合にあっては、その同意を得なければならない。

なお、ウ及びエに係る規定は、法第4条第8項の規定により指定都市及び中核市には適用されないこととされているが、平成23年8月30日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により同項が改正されたため、平成24年4月1日以降は、ウ及びエに係る規定は市には適用されないこととなる。

市町村より協議を受けた際には、自然公園法等それぞれの法益の観点から、各法令等で定められている許可基準等に即して、当該協議に係る地域連携保全活動の行為による支障の有無等を判断し、調整を行われない。

- ア 自然公園法に規定する国定公園の区域内において行う行為であって、同法第20条第3項、第21条第3項若しくは第22条第3項の許可又は同法第33条第1項の規定による届出を要するもの
- イ 鳥獣保護法第29条第7項の都道府県指定特別保護地区の区域内において行う行為であって、同項の許可を要するもの
- ウ 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第8条第1項の規定による届出又は同法第14条第1項の許可を要する行為
- エ 都市緑地法第8条第7項後段若しくは第14条第4項の規定による通知又は同条第8項後段の規定による協議を要する行為

①協議の様式及び必要な書類

協議に当たっては、協議書に当該協議に係る活動計画及び都道府県知事協議に関する省令第1項及び第2項に掲げる書類又は図面を添えるものとする。

同令第1項で規定される「法第4条第7項各号に該当する行為の種類、目的、実施主体、実施場所、実施時期及び実施方法を記載した書類」は、当該活動計画と法第4条第7項各号に該当する行為との関連を明らかにするためのものである。

また、同令第2項で規定される「必要と認める書類又は図面」とは、都道府県知事が当該協議を受けた際、自然公園法等それぞれの法益の観点から審査を行う上で必要となる、自然公園法等それぞれの法律に基づく許可等の手続に必要な書類又は図面を想定している。

ア及びイに係る協議については、様式1を参考にされたい。その際、審査に支障のない範囲で、各法令で定められている書類又は図面を省略することが可能である。

ウ及びエに係る協議については、都道府県知事が定める書類又は図面により行われたい。

(3) 処分権限のまたがる活動計画の取扱

活動計画に、法第4条第6項に基づく環境大臣への協議を必要とする行為と、同条第7項に基づく都道府県知事への協議を必要とする行為の双方を含む場合には、それぞれに対して協議書を提出するものとする。

5 市町村森林整備計画との適合(法第4条第11項関係)

活動計画に定める地域連携保全活動が森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている民有林(以下「地域森林計画対象民有林」という。)における森林の施業を含むときは、当該森林の施業に係る部分について、同法第10条の5の規定によりたてられた市町村森林整備計画に適合するものでなければならない。

これは、市町村森林整備計画が、森林の有する多面的機能の発揮のため、地域の特性を踏まえ、立木の伐採等の森林の施業の規範を定めるものであることから、これとの調和を図る観点から設けたものである。活動計画が、市町村森林整備計画と適合して作成されることにより、市町村の長は活動計画に基づく立木の伐採等が森林法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の趣旨と合致したものであることを確認できることから、当該届出は不要としている。

したがって、基本方針第3章 3(3)に示したとおり、市町村森林整備計画に適合して作成された活動計画に従わない立木の伐採等を行った場合には、法第10条の規定は適用されず、森林法第10条の8第1項の規定に違反することとなり、罰則を定める第207条第1号に該当することに留意されたい。

このため、地域連携保全活動に地域森林計画対象民有林における立木の伐採等の森林の施業が含まれる場合は、市町村森林整備計画との適合を確認するため、法第4条第2項第3号に規定する地域連携保全活動の実施場所、実施時期及び実施方法その他地域連携保全活動に関する事項として以下の事項を記載の上、様式3を添付すること。

- ① 森林法第10条の8第1項に規定する事項
- ② 森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第6条第1号から第4号までに定める事項

なお、伐採後の届出については原則として不要であるが、森林法第11条第4項の認定を受けた森林施業計画に係る森林の伐採については、森林法第15条による伐採後の届出が必要であることに留意されたい。

6 生物多様性地域戦略との調和(法第4条第10項関係)

生物多様性基本法第13条第1項に基づく生物多様性地域戦略は、地域における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標や総合的に講ずべき施策等を定めることとされており、同戦略は、地域の生物多様性の保全を推進するための総合的な指針となるものである。一方、活動計画は、市町村又は特定非営利活動法人等が行う生物多様性の保全のための活動の内容を具体的に記載するものであり、地域において生物多様性の保全を推進するための実行計画となるものである。

地域における生物多様性の保全を一体的に促進するため、活動計画を作成しようとする地域において生物多様性地域戦略が策定されている場合には、当該戦略と当該活動計画との調和が図られる必要がある。こ

のため、生物多様性地域戦略を策定している市町村は、活動計画を作成するに当たっては、当該戦略との調和を保つよう努めなければならないこととした。ただし、本規定は地域連携保全活動の策定に当たって、生物多様性地域戦略の策定が要件となることを意図したものではない。

なお、当該市町村を含む都道府県が既に生物多様性地域戦略を策定している場合、又は、都道府県又は市町村において生物多様性地域戦略の策定に向けた検討が行われている場合には、あらかじめ調整を図ることが望ましい。

7 活動計画の公表(法第4条第12項関係)

市町村は、活動計画を作成した場合には、遅滞なく、当該活動計画を公表するよう努めなければならない。これは、国や都道府県による地域連携保全活動への協力を促進し、また、地域における活動に対する理解を深め、新たな主体の参加や支援につながることを期待する趣旨によるものである。

なお、公表に当たっては、インターネットなども活用し、広く周知に努めるとともに、公表した旨を国、都道府県、地域連携保全活動支援センター等関係機関に連絡することが望ましい。

第5 地域連携保全活動協議会(法第5条関係)

市町村が活動計画の作成を行う際に、地域連携保全活動の実施や協力が見込まれる多様な主体と協議し、また、当該活動計画を実施する際にそれらの主体が連絡調整や合意形成を行うため、市町村は地域連携保全活動協議会(以下「協議会」という。)を組織することができることとした。

なお、国や都道府県については、地域連携保全活動と連携を図るべき事業を実施している場合が想定されるとともに、地域連携保全活動の実施に関して適切な助言や支援を行うことが求められていることから、市町村が必要と認めるときに地域連携保全活動協議会の構成員となることができることとした。

第6 関連法の特例

地域連携保全活動を促進するため、市町村が活動計画を作成する際に、当該活動計画が自然公園法等に基づく許可等を要する行為を含む場合には、当該許可等の権限を有する者が一括して審査等を行う仕組みを設けることによって(第4を参照)、当該活動計画に基づく活動については個別法に基づく許可等がなされたものとみなす特例を措置したものである。

なお、活動計画の特例に係る行為について協議を行った場合や、活動計画を市町村森林整備計画に適合させた場合であっても、活動計画に記載した実施場所、実施方法と異なる行為を行った場合には、自然公園法等の個別の法律に基づく処分の対象となる可能性があることについて注意が必要である。

1 自然公園法等の特例(法第6条から第9条まで関係)

環境大臣が同意した活動計画に基づいて、当該活動計画において実施主体として定められた者(以下「地域連携保全活動実施者」という。)が、第4 4 (1) アからエまで並びに(2)ア及びイに掲げる行為を実施する場合には、許可等があったものとみなされる。

2 森林法の特例(法第10条関係)

市町村森林整備計画に適合した活動計画に従って行う立木の伐採については、森林法に基づく伐採の届出との重複を排除するため、森林法第10条の8第1項の規定は適用しない。

3 都市緑地法の特例(法第11条関係)

都道府県知事に協議し、第4 4 (2) ウにおいてはその同意を得た活動計画に基づいて、地域連携保全活動実施者が、第4 4 (2) ウ及びエに掲げる行為を実施する場合には、許可等があったものとみなされる。

第7 生物の多様性の保全上重要な土地の取得の促進等(法第12条関係)

1 生物の多様性の保全上重要な土地の取得の促進に必要な措置(法第12条第1項関係)

生物多様性基本法第21条第3項では、国は生物多様性の保全上重要な土地の取得を促進するための措置を講ずるものとされている。

本条では、民間団体等による自然環境保全のための土地の買取り等を促進するため、寄附金税制に係る情報の提供等の支援を行うことが該当する。

2 環境大臣が寄附により取得した土地における生物の多様性の保全に係る意見の聴取（法第12条第2項関係）

環境大臣が寄附により土地を取得した場合、寄附者は、当該土地の管理履歴等の生物多様性の保全上必要な多くの情報や知見を有している可能性が高い。そのため、環境大臣は、以下に掲げる区域内の土地を寄附によって取得した場合には、当該土地の生物多様性の保全について、寄附をした者から意見を聴くこととした。

ア 自然公園法第20条第1項の規定による特別地域のうち、同法第21条第1項の規定による特別保護地区及びこれに準ずる区域として環境大臣が指定する区域

イ 生息地等保護区のうち、種の保存法第37条第1項の規定による管理地区及びこれに準ずる区域として環境大臣が指定する区域

ウ 鳥獣保護法第28条の2第1項の国指定鳥獣保護区のうち、同法第29条第7項の国指定特別保護地区及びこれに準ずる区域として環境大臣が指定する区域

なお、上記において、「これに準ずる区域として環境大臣が指定する区域」が規定されているが、本法の施行時点で指定する区域はない。

第8 地域連携保全活動支援センター（第13条関係）

地方公共団体は、効果的な地域連携保全活動を促進するため、関係者間における連携及び協力のあっせん並びに情報の提供及び助言を行う拠点（地域連携保全活動支援センター）としての機能を担う体制を確保するよう努めることとする。なお、当該機能を担う体制については、必ずしも新規施設の整備や専門組織の設立を必要とするものではなく、既存の地方公共団体の出先機関や地方公共団体から業務委託や指定を受けた民間の団体が、その機能を担うことも想定される。また、適切に管理されたウェブサイトなどが当該機能を担うことも考えられる。

第9 国等の援助（第14条関係）

国及び地方公共団体は、地域連携保全活動に関し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うよう努めることとしている。情報の提供に関して、国の具体的な支援策として、活動計画作成のための手引書の作成や地域連携保全活動に関する情報を集約するウェブサイトの構築等を予定している。このような支援策のほか、地域連携保全活動に関する情報については、国、地方公共団体及び地域連携保全活動支援センター間で共有されるよう、3者間の緊密な連携が求められる。

また、助言に関して、地域連携保全活動の実施方法等に関する助言のほか、活動計画の作成に関する技術的な助言等を行うことも想定している。

第10 主務大臣等（第15条関係）

1 主務大臣

本法においては、自然環境保全、農林漁業振興や都市緑地保全といった施策について十分な知見を有するとともに、活動計画に基づく活動に伴う行為について特例措置が適用される法律を所管する環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣を主務大臣とした。

2 権限の委任

活動計画に基づく行為について特例措置が適用される法律のうち、自然公園法等の環境大臣が所管するのは、それらの法律に基づく許可等に係る環境大臣の権限の一部を地方環境事務所長へ委任している。このため、本法における規制の特例に係る行為を含む活動計画の協議等についての環境大臣の権限も、同様に地方環境事務所長に委任することとした（環境事務所長委任省令）。

4. 特例措置等の対象及び手続に関する資料

4-1 特例措置等の対象となる区域及び行為一覧

地域連携保全活動の内容に特例措置等の対象となる区域及び行為が含まれる場合は、当該計画を作成する際に、協議の窓口となる環境省自然保護官事務所又は都道府県の担当部局に相談しましょう。

●自然公園法

指定地域等	行為の種類	協議に必要な記載項目
自然公園 (特別地域)	工作物の新(改、増)築	工作物の種類、敷地面積、規模、構造主要材料、外部の仕上げ及び色彩、関連行為の概要、施行後の周辺の取扱
	木竹の伐採	林況(林種及び樹種、林齢、森林面積、総蓄積(a))、伐採種別、伐採樹種、伐採面積、平均樹齢、平均胸高直径、伐採材積(b)、伐採材積歩合(b/a)、関連行為の概要、伐採跡地の取扱
	高山植物等(木竹、木竹以外の植物)の採取(損傷)	採取(損傷)物の種類、採取(損傷)物の数量、採取(損傷)方法、関連行為の概要
	鉱物の掘採(土石の採取)	鉱物(土石)の種類、掘採(採取)方法、掘採(採取)量、掘採(採取)設備、土地の形状を変更する面積、掘採(採取)後の土地の形状、関連行為の概要、掘採(採取)跡地の取扱
	水位(水量)に増減を及ぼす行為	水位(水量)の増減の及ぶ範囲、水位(水量)の増減の原因となる行為・設備等、水位(水量)の増減の内容(量、時期を含む)
	汚水等の排出	汚水等の種類及び原因、汚水等の処理施設の種類、規模及び能力、汚水等の水質、排出の時期及び量、指定水域等への排出方法
	広告物の設置等	独立して設置する場合の敷地面積、広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所、規模及び構造、主要材料、色彩、表示の方法
	物の集積(貯蔵)	集積(貯蔵)物の種類、集積(貯蔵)方法、土地使用面積及び集積(貯蔵)する高さ、関連行為の概要、集積(貯蔵)設備
	水面の埋立(干拓)	埋立(干拓)面積、工事の方法、関連行為の概要、埋立(干拓)後の取扱
	土地の形状変更	変更する面積、工事の方法、変更後の土地の形状、関連行為の概要、変更後の取扱
	植物の植栽(播種)	植栽(播種)する植物の種類、植栽(播種)面積、植栽(播種)数量、植栽(播種)方法、管理方法、関連行為の概要
	動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))	動物(卵)の種類、捕獲(殺傷)(採取(損傷))物の数量、捕獲(殺傷)(採取(損傷))の方法、関連行為の概要
	動物の放出(家畜の放牧を含む)	動物(家畜)の種類、動物(家畜)の数量、管理方法
	工作物等の色彩変更	色彩を変更する工作物、色彩を変更する箇所、現在の色彩、変更後の色彩
	指定区域内への立入り	立ち入る者の人数及び氏名並びに期間、立ち入る経路又は範囲、立ち入る方法
車馬(動力船、航空機)の使用(着陸)	車馬(動力船、航空機)の種類及び数、使用(着陸)範囲及び面積、使用(着陸)方法	
自然公園 (特別保護地区)	工作物の新(改、増)築	工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩、関連行為の概要、施行後の周辺の取扱
	木竹の伐採	林況(林種及び樹種、林齢、森林面積、総蓄積(a))、伐採種別、伐採樹種、伐採面積、平均樹齢、平均胸高直径、伐採材積(b)、伐採材積歩合(b/a)、関連行為の概要、伐採跡地の取扱
	高山植物等(木竹、木竹以外の植物、落葉又は落枝)の採取(損傷)	採取(損傷)物の種類、採取(損傷)物の数量、採取(損傷)方法、関連行為の概要
	鉱物の掘採(土石の採取)	鉱物(土石)の種類、掘採(採取)方法、掘採(採取)量、掘採(採取)設備、土地の形状を変更する面積、掘採(採取)後の土地の形状、関連行為の概要、掘採(採取)跡地の取扱

指定地域等	行為の種類	協議に必要な記載項目
	水位（水量）に増減を及ぼす行為	水位（水量）の増減の及ぶ範囲、水位（水量）の増減の原因となる行為・設備等、水位（水量）の増減の内容（量、時期を含む）
	汚水等の排出	汚水等の種類及び原因、汚水等の処理施設の種類、規模及び能力、汚水等の水質、排出の時期及び量、指定水域等への排出方法
	広告物の設置等	独立して設置する場合の敷地面積、広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所、規模及び構造、主要材料、色彩、表示の方法
	物の集積（貯蔵）	集積（貯蔵）物の種類、集積（貯蔵）方法、土地使用面積及び集積（貯蔵）する高さ、関連行為の概要、集積（貯蔵）設備
	水面の埋立（干拓）	埋立（干拓）面積、工事の方法、関連行為の概要、埋立（干拓）後の取扱
	土地の形状変更	変更する面積、工事の方法、変更後の土地の形状、関連行為の概要、変更後の取扱
	（木竹以外の）植物の植栽（播種）	植栽（播種）する植物の種類、植栽（播種）面積、植栽（播種）数量、植栽（播種）方法、管理方法、関連行為の概要
	動物の捕獲（殺傷）（動物の卵の採取（損傷））	動物（卵）の種類、捕獲（殺傷）（採取（損傷））物の数量、捕獲（殺傷）（採取（損傷））の方法、関連行為の概要
	動物の放出（家畜の放牧を含む）	動物（家畜）の種類、動物（家畜）の数量、管理方法
	工作物等の色彩変更	色彩を変更する工作物、色彩を変更する箇所、現在の色彩、変更後の色彩
	指定区域内への立入り	立ち入る者の人数及び氏名並びに期間、立ち入る経路又は範囲、立ち入る方法
	車馬（動力船、航空機）の使用（着陸）	車馬（動力船、航空機）の種類及び数、使用（着陸）範囲及び面積、使用（着陸）方法
	木竹の植栽	植栽種別、植栽面積、植栽樹種、樹齢、植栽数量、管理方法、関連行為の概要
	火入れ（たき火）	火入れ（たき火）の及ぶ範囲、設備、火入れ（たき火）後の取扱
自然公園 （海域公園 地区）	工作物の新（改、増）築	工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩、関連行為の概要、施行後の周辺の取扱
	鉱物の掘採（土石の採取）	鉱物（土石）の種類、掘採（採取）方法、掘採（採取）量、掘採（採取）設備、土地の形状を変更する面積、掘採（採取）後の土地の形状、関連行為の概要、掘採（採取）跡地の取扱
	汚水等の排出	汚水等の種類及び原因、汚水等の処理施設の種類、規模及び能力、汚水等の水質、排出の時期及び量、指定水域等への排出方法
	広告物の設置等	独立して設置する場合の敷地面積、広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所、規模及び構造、主要材料、色彩、表示の方法
	水面の埋立（干拓）	埋立（干拓）面積、工事の方法、関連行為の概要、埋立（干拓）後の取扱
	海底の形状変更	変更する面積、工事の方法、変更後の土地の形状、関連行為の概要、変更後の取扱
	動力船の使用	動力船の種類及び数、使用範囲及び面積、使用方法
	動物の捕獲（殺傷）（植物の採取（損傷））	動物（植物）の種類捕獲（殺傷）（採取（損傷））物の数量、捕獲（殺傷）（採取（損傷））物の方法
	物の係留	物の種類、占有する海面の面積、係留施設、係留方法
自然公園 （普通地域）	工作物の新（改、増）築	工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩、関連行為の概要、施行後の周辺の取扱
	水位（水量）に増減を及ぼす行為	水位（水量）の増減の及ぶ範囲、水位（水量）の増減の原因となる行為・設備等、水位（水量）の増減の内容（量、時期を含む）
	広告物の設置等	独立して設置する場合の敷地面積、広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所、規模及び構造、主要材料、色彩、表示の方法
	水面の埋立（干拓）	埋立（干拓）面積、工事の方法、関連行為の概要、埋立（干拓）後の取扱
	鉱物の掘採（土石の採取）	鉱物（土石）の種類、掘採（採取）方法、掘採（採取）量、掘採（採取）設備、土地の形状を変更する面積、掘採（採取）後の土地の形状、関連行為の概要、掘採（採取）跡地の取扱
	土地（海底）の形状変更	変更する面積、工事の方法、変更後の土地の形状、関連行為の概要、変更後の取扱

●自然環境保全法

指定地域等	行為の種類	協議に必要な記載項目
自然環境 保全地域 (特別地区)	工作物の新(改、増)築	工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩、関連行為の概要、施行後の周辺の取扱
	土地の形質変更	変更する面積、工事の方法、変更後の形質、関連行為の概要変更後の取扱
	鉱物の掘採(土石の採取)	鉱物(土石)の種類、掘採(採取)方法、掘採(採取)量、掘採(採取)設備、土地の形質を変更する面積、掘採(採取)後の土地の形質、関連行為の概要、掘採(採取)跡地の取扱
	埋立、干拓	埋立(干拓)面積、工事の方法、関連行為の概要、埋立(干拓)後の取扱
	水位(水量)に増減を及ぼさせる行為	水位(水量)の増減の原因となる行為、水位(水量)の増減の及ぶ範囲、水位(水量)の増減を及ぼす時期及び量
	木竹の伐採	林況(林種、樹種、林齢、森林面積、総蓄積)、施行方法(伐採種別、伐採樹種、伐採面積、平均樹齢、平均胸高直径、伐採材積、伐採材積歩合、伐採設備、伐採跡地の取扱)
	木竹の損傷	損傷物の種類、数量、方法
	車馬、動力船の使用、航空機の着陸	立ち入らせるものの種類及び数、立ち入らせる範囲及び面積、立ち入らせる方法
	植物の植栽、播種	面積、種類、数量、方法、管理方法
	汚水等の排出	汚水等の種類及び原因、汚水等の処理施設の種類、規模及び能力、汚水等の水質、排出の時期及び量、指定水域等への排出方法
動物の放出(家畜の放牧を含む)	放牧面積、家畜の種類及び頭数、関連行為の概要、放牧設備、放牧時期、管理方法	
自然環境 保全地域 (海域特別 地区)	工作物の新(改、増)築	工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩、関連行為の概要、施行後の周辺の取扱
	海底の形質変更	変更する面積、工事の方法、変更後の形質、関連行為の概要、変更後の取扱
	鉱物の掘採(土石の採取)	鉱物(土石)の種類、掘採(採取)方法、掘採(採取)量、掘採(採取)設備、土地の形質を変更する面積、掘採(採取)後の土地の形質、関連行為の概要、掘採(採取)跡地の取扱
	動物の捕獲又は殺傷、動物の卵の採取又は損傷	動物(卵)の種、捕獲又は殺傷(採取又は損傷)物の数量、方法
	物の係留	物の種類、占有する海面の面積、係留設備、係留方法
	動力船の使用	立ち入らせるものの種類及び数、立ち入らせる範囲及び面積、立ち入らせる方法
自然環境 保全地域 (普通地区)	工作物の新(改、増)築	工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩、関連行為の概要、施行後の周辺の取扱
	土地の形質変更	変更する面積、工事の方法、変更後の形質、関連行為の概要、変更後の取扱
	鉱物の掘採(土石の採取)	鉱物(土石)の種類、掘採(採取)方法、掘採(採取)量、掘採(採取)設備、土地の形質を変更する面積、掘採(採取)後の土地の形質、関連行為の概要、掘採(採取)跡地の取扱
	埋立、干拓	埋立(干拓)面積、工事の方法、関連行為の概要、埋立(干拓)後の取扱
	水位(水量)に増減を及ぼさせる行為	水位(水量)の増減の原因となる行為、水位(水量)の増減の及ぶ範囲、水位(水量)の増減を及ぼす時期及び量

●種の保存法^{注1}

指定地域等	行為の種類	協議に必要な記載項目
生息地等保護区 (管理地区)	工作物の新(改、増)築	工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩、関連行為の概要、影響軽減の方法
	土地の形質変更	変更する面積、工事の方法、関連行為の概要、変更後の取扱
	鉱物の掘採(土石の採取)	鉱物(土石)の種類、採掘(採取)量、掘採(採取)設備、土地形状の変更面積、関連行為の概要、影響軽減の方法
	埋立、干拓	埋立(干拓)面積、工事の方法、関連行為の概要、影響軽減の方法
	水位(水量)に増減を及ぼさせる行為	水位(水量)の増減の及ぶ範囲、水位(水量)の増減を及ぼす時期及び量、水位(水量)の増減の原因となる行為、設備、影響軽減の方法
	木竹の伐採	伐採種別、伐採樹種、伐採面積、平均樹齢、平均胸高直径、伐採材積、伐採設備、影響軽減の方法
	野生動植物種等の捕獲等	捕獲等をする物の種類、数量、捕獲等の方法、関連行為の概要、影響軽減の方法
	汚水等の排出	汚水等の水質、排出の時期・量、排水方法(排水設備の概要)、影響軽減の方法
	車馬、動力船の使用、航空機の着陸	車馬(動力船・航空機)の種類及び数、使用(着陸)の範囲及び面積、使用(着陸)方法
	動植物種の持込み等	持込み等をする物の種類、数量、持込み等の方法、関連行為の概要、影響軽減の方法
	指定物質の散布	散布をする物の種類、数量、散布の方法、関連行為の概要、影響軽減の方法
	火入れ・たき火	火入れ(たき火)の及ぶ範囲、設備、関連行為の概要、影響軽減の方法
	指定方法による観察	観察の方法、関連行為の概要、影響軽減の方法
生息地等保護区 (監視地区)	工作物の新(改、増)築	工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩、関連行為の概要、影響軽減の方法
	土地の形質変更	変更する面積、工事の方法、関連行為の概要、変更後の取扱
	鉱物の掘採(土石の採取)	鉱物(土石)の種類、採掘(採取)量、掘採(採取)設備、土地形状の変更面積、関連行為の概要、影響軽減の方法
	埋立、干拓	埋立(干拓)面積、工事の方法、関連行為の概要、影響軽減の方法
	水位(水量)に増減を及ぼさせる行為	水位(水量)の増減の及ぶ範囲、水位(水量)の増減を及ぼす時期及び量、水位(水量)の増減の原因となる行為、設備、影響軽減の方法

注1：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

●鳥獣保護法^{注2}

指定地域等	行為の種類	協議に必要な記載項目
国指定鳥獣保護区 (特別保護地区)	建築物その他の工作物の新(改、増)築	規模、構造、工事の方法、行為の過程、関連行為の概要
	木竹の伐採	林況(林種及び樹種、林齢、森林面積、総蓄積(a))、伐採種別、伐採樹種、伐採面積、平均樹齢、平均胸高直径、伐採材積(b)、伐採材積歩合(b/a)、関連行為の概要、伐採跡地の取扱
	水面の埋立(干拓)	埋立(干拓)面積、工事の方法、関連行為の概要、埋立(干拓)後の取扱

注2：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

●都市緑地法

指定地域等	行為の種類	協議に必要な記載項目
特別緑地 保全地区	建築物その他の工作物の新（改、増） 築	※行為を行おうとする場所の都道府県緑地担当部局に 照会してください。
	宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、 鉱物の掘採その他の土地の形質変更	
	木竹の伐採	
	水面の埋立（干拓） 屋外における土石、廃棄物又は再生 資源の堆積	

※森林法に関わる行為

- ・ 対象地域：地域森林計画の対象となっている民有林
- ・ 対象行為：立木の伐採
- ・ 手続き：市町村森林整備計画に適合した地域連携保全活動計画に基づいて行われる立木の伐採には森林法第十条の八第一項に基づく届出を要さない。

4-2 特例措置等に係る協議の様式

特例措置にかかる協議を環境省地方環境事務所及び都道府県へ行う際の様式は、次のとおりです。様式への記載方法が分からない場合は協議の窓口となる環境省自然保護官事務所又は都道府県の担当部局に相談しましょう。

様式1

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第4条第6項の規定に基づく協議について

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第4条第6項の規定により、地域連携保全活動計画の作成にあたって、以下の事項について協議します。

年 月 日

市町村の名称
市町村長の氏名 (押印又は署名)
住所

環境大臣 殿
(〇〇地方環境事務所長 殿)

(担当部署名、担当者名及び連絡先)

(別紙)

協議に係る地域連携保全活動計画の名称	
協議に係る行為の種類	行為の種類
	行為の目的
	実施主体
	実施場所
行為地及びその付近の状況	行為地及びその付近の状況
	実施時期
備考	実施方法
	備考

様式2

文書番号
発出年月日

都道府県知事 殿

〇〇地方環境事務所長
(〇〇自然環境事務所長)

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第4条第6項の規定に基づく協議について

〇〇市(町又は村)より、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第4条第6項の規定に基づく地域連携保全活動計画に係る協議があったので、貴殿の意見を求めます。

(備考)
・協議書類及び図面一式

- (備考)
- 添付書類・図面
 - 協議に係る地域連携保全活動計画
 - 協議に係る行為の場所を明らかにした縮尺1/25,000以上の地形図
 - その他、行為の施行方法の表示に必要な図面等
 - 注意
 - 当該地域連携保全活動計画のうち「協議に係る行為」について、当該行為の種類毎に各項目を記入する。その際、必要に応じて、表を追加すること。
 - 「行為の種類」欄には、別表に掲げる「地種区分」及び「行為の種類」欄の該当する内容を記入すること。
 - 「行為の目的」欄には、当該地域連携活動における当該行為の位置付け及び必要性を簡潔に記入すること。
 - 「実施主体」欄には、当該地域連携活動計画に実施主体として位置付けられた者のうち当該行為を行う者の氏名及び住所(団体にあつては、名称、住所及び代表者の氏名)を記入すること。
 - 「実施場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番(地先)等を記入すること。
 - 「行為地及び付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を記入すること。
 - 「実施方法」欄には、行為の種類に応じて、「4-1 特例措置等の対象となる区域及び行為一覧(p.73)」に掲げる「記入項目」欄の項目について記入すること。
 - 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可、その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - 土地所有関係及び協議者が土地所有者と異なる場合は、土地の所有者の諾否又はその見込み

4-3 市町村森林整備計画との適合を確認するため地域連携保全活動計画に添付する様式

地域連携保全活動の内容に森林法第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている民有林における立木の伐採等の森林の施業が含まれる場合は、次の様式に必要な事項を記載した上で地域連携保全活動計画に添付することが必要です。

様式3

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律
第10条の規定に係る地域連携保全活動計画の記載について（施行通知5関係）

森林の施業を行う実施主体の名称（団体名）：_____

森林の所在の場所				伐採面積 (ha)	伐採の方法			伐採樹種	伐採齢	伐採の期間	伐採後の造林の方法（※）	伐採後の造林の期間（※）	伐採後の造林樹種（※）	伐採後の造林面積（※） (ha)	伐採後の造林の本数（※） (本)	備考
市町村	大字	字	地番		主間伐別	伐採種別	伐採率 (%)									
計																

(記載上の留意事項)

- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。
- 伐採の方法欄の主間伐別が間伐のみの場合は、(※)欄の記載は要しない。
- 伐採種類別欄には、主伐をしようとする場合に、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 伐採率欄は、立木材積による伐採率を記載すること。
- 伐採樹種欄には、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ及びその他の針葉樹並びにぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合には二段に分けて記載し、下段には伐採する立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「○-○」のように記載し、上段には最も多い立木の林齢を記載すること。
- 伐採後の造林の方法欄には、植栽・人工播種・ぼう芽更新及び天然下種更新の別に区分して記載することとし、複数の方法を用いる場合には複数の行に分けて記載すること。ただし、天然更新補助作業を行う場合は、(補助)と記載した上で、行う作業の種類を記載すること。
- 伐採後の造林樹種欄には、造林の方法別に記載するとともに、複数の樹種を植栽する場合には植栽する樹種ごとに複数の行に分けて当該樹種を記載すること。

5. 地域連携保全活動協議会規約例

〇〇〇〇協議会規約

平成〇〇年〇月〇日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、〇〇〇〇協議会(以下「協議会」という。)という。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を〇〇〇〇に置く。

(目的)

第3条 協議会は、〇〇における地域の生物多様性の保全再生等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 環境省からの交付金による生物多様性保全推進支援事業に関する業務
 - (2) 協議会が定める地域の生物多様性の保全再生計画を実施するために必要なその他の業務
 - (3) その他協議会が定める業務
- 2 協議会は、前項各号に関する業務の一部を当該協議会以外の者に委託して実施することができる。

第2章 会員等

(協議会の会員)

第5条 協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 〇〇〇〇
- (2) 〇〇〇〇
- (3) 〇〇〇〇
- (4) 〇〇〇〇

【備考】

協議会の会員として地方公共団体が含まれない場合には、それに代わる団体について、当該団体の定款又は規約、財務状況、活動状況等を示す書類を添付したうえで、自然環境局長の承認を得ること。

(届出)

第6条 会員は、その氏名及び住所(会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 〇名
 - (3) 監事 〇名
- 2 前項の役員は、第5条第1項の会員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

- 第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

- 第9条 役員の仕事は、〇年とする。
- 2 補欠又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(仕事満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その仕事満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その総会の開催の日の○日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第12条 役員には、別途定めるところにより、報酬を支払うことができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員現在数の○分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数【又は3分の2以上の多数】をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 会計処理規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2【又は4分の3】以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 協議会規約の変更
- (2) 協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

- 4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 事務局等

(事務局)

- 第20条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。
- 2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。
- (1) ○○○
 - (2) ○○○
 - (3) ○○○

【備考】

- 少なくとも1つの号に地方公共団体等を入れること。
- 3 協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 4 事務局長は、事務局の中から会長が任命する。
- 5 協議会の庶務は、事務局長が総括する。

(業務の執行)

- 第21条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、会計処理規程によるものとする。

(書類及び帳簿の備付け)

- 第22条 協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。
- (1) 協議会規約及び前条に掲げる会計処理規程
 - (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
 - (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
 - (4) 前条に掲げる会計処理規程に基づく書類及び帳簿
 - (5) 第35条に掲げる文書に関する帳簿
 - (6) 第46条に掲げる会長印登録簿

第6章 事業計画

(事業計画)

- 第23条 事業計画は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得た後、環境省に提出しなければならない。
- 2 前項の計画を変更する場合は、関係書類を添えてあらかじめ環境省に提出しなければならない。

第7章 会計

(事業年度)

- 第24条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

- 第25条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 環境省からの交付金(生物多様性保全推進交付金)
 - (2) その他の収入

(事務経費支弁の方法等)

- 第26条 協議会の事務に要する経費は、第25条第1号の委託費及び同条第3号のその他の収入をもって充てる。
- 2 協議会の事務に要する経費は、第25条第2号の資金から支弁してはならない。

(収支予算)

- 第27条 協議会の収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

- 第28条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の○日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。
- (1) 事業報告書
 - (2) 収支計算書
 - (3) 正味財産増減計算書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 財産目録
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監

査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第29条 会長は、生物多様性保全推進支援事業実施要綱(平成20年5月1日付環自計発第080501001号。以下「実施要綱」という。)、生物多様性保全推進支援事業実施要領(以下「実施要領」という。)、その他関係する要領、規程等の定めるところにより、次の各号に掲げる書類を環境省自然環境局長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書
- (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表
- (3) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書

第8章 協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第30条 この規約を変更する場合は、環境省自然環境局長の承認を受けなければならない。

(届出)

第31条 第21条各号に掲げる規程に変更があった場合には、協議会は、遅滞なく環境省自然環境局長に届出なければならない。

(事業終了後又は協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第32条 第4条第1項の事業が終了した場合又は協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては実施要綱等に基づき国に返還するものとする。

- 2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第9章 協議会の文書取扱

(文書の発行名義人)

第33条 文書の発行名義人は、会長及び事務局長とする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りではない。

(文書に関する帳簿)

第34条 文書に関する帳簿として次の各号に掲げるものを備え置くものとする。

- (1) 文書登録簿
- (2) 簡易文書整理簿
- (3) 文書保存簿

(文書の登録)

第35条 文書の接受又は発議により起案した文書(以下「起案文書」という。)は、第34条第1号の文書登録簿に登録する。

2 前項の登録は、当該文書の件名、差出人、文書番号、接受年月日、登録年月日その他必要な事項を記載するものとする。

3 軽微な通知、照会等簡易な内容の文書及び発行名義人が事務局長に係る文書は、前2項の規定にかかわらず、第34条第2号の簡易文書整理簿に所要事項を登録して整理するものとする。

(起案)

第36条 文書は、事案ごとに起案するものとする。ただし、2件以上の事案で、その間に相互に関連のあるものについては、これらを1件とみなし、一つの起案により処理することができる。

(文書の決裁)

第37条 起案文書には、その決裁に係る事項について処理案の要旨及び理由を記述した伺文を記載するものとする。ただし、供覧に係る文書その他決裁に係る事項が軽微なものであるときは、この限りでない。

(文書の専決)

第38条 起案文書は、会長が別に定めるところにより文書の専決処理にすることができる。

(文書の代決)

第39条 副会長は、特に必要と認められる場合には、会長の代決をすることができる。

(文書の施行)

第40条 起案文書の施行に当たっては、第34条第1号の文書登録簿又は同条第2号簡易文書整理簿に所要事項を記入し、当該文書の発行名義人の印を押印するものとする。

2 第47条の契印は、施行のための浄書文書と起案文書とを照合し、誤りのないことを確認した上で行うものとする。

(文書の完結)

第41条 起案文書の決裁等が終了したことにより、当該文書に係る事案が終了したときは、第34条

第1号の文書登録簿又は同条第2号の簡易文書整理簿に完結の旨を記入することとする。

(保存期間)

第42条 文書の保存期間は、次のとおりとする。

(類別区分)	(保存期間)
第1類	○年
第2類	○年
第3類	○年
第4類	○年

- 2 文書の保存期間は、文書が完結した時点から起算する。
- 3 類別区分の標準は、会長が別に定めるところによるものとする。

(文書の廃棄)

第43条 文書で保存期間を経過したものは、第34条第3号の文書保存簿から削除し、廃棄するものとする。ただし、保存期間を経過した後も、なお、保存の必要のあるものについては、この旨を第34条第3号の文書保存簿に記入し、保存しておくことができる。

第10章 協議会会長印の取扱

(定義)

第44条 この規約において「会長印」とは、協議会の業務遂行上作成された文書に使用する印章で、それを押印することにより、当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(種類)

第45条 会長印は、「○○○○協議会会長」の名称を彫刻するものとする。

(登録)

第46条 会長は、会長印を新たに調製し、複製し、又は改印したときは、その印影を会長印登録簿に登録しなければならない。

- 2 会長印が廃棄されたときは、遅滞なく、前項の登録を抹消するものとする。

(使用範囲)

第47条 会長印は、決裁が終了した文書を施行するときに限り使用するものとする。なお、生物多様性保全推進交付金等の請求又は交付に関する文書、契約又は証明に関する文書その他特に必要と認める文書については、当該文書とその原議にわたって、会長が別に定める契印を押印した上で使用するものとする。

第11章 雑則

(細則)

第48条 実施要綱、実施要領、関係する諸規程、その他この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成○年○月○日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員を選任については、第7条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第9条第1項の規定にかかわらず、平成○年○月○日までとする。
- 3 協議会の設立初年度の予算の議決については、第27条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 協議会の設立初年度の会計年度については、第24条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成○年3月31日までとする。

第1章 協議会の会計処理

(会計原則)

第1条 協議会の会計は、次の各号に掲げる原則に適合するものでなければならない。

- (1) 協議会の会計処理に関し、真実な内容を明瞭に表示すること。
- (2) すべての取引について、正確な記帳整理をすること。
- (3) 会計の処理方法及び手続は、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事務の区分)	(経理責任者)
(1) 地域生物多様性保全委託事業及び地域生物多様性保全活動支援事業に係る事務	〇〇〇〇
(2) その他協議会が定める業務	〇〇〇〇

(勘定区分)

第2条 協議会の勘定区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。

- (1) 地域生物多様性保全委託事業勘定
- (2) 地域生物多様性保全活動支援事業勘定
- (3) その他の事業に係る勘定

(口座の開設)

第3条 前条に関する口座は、〇〇〇に開設するものとする。

(会計年度)

第4条 協議会の会計年度は、協議会規約に定める事業年度に従い毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(出納責任者)

第5条 出納責任者は、会長とする。

(経理責任者)

第6条 次の各号に掲げる各事務の区分ごとに経理責任者を置く。

(事務の区分) (経理責任者)

- (1) 地域生物多様性保全委託事業及び地域生物多様性保全活動

支援事業に係る事務 〇〇〇〇

(2) その他協議会が定める業務 〇〇〇〇

(帳簿書類の保存及び処分)

第7条 会計帳簿、会計伝票その他の書類の保存期間は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 予算及び決算書類	5年
(2) 会計帳簿及び会計伝票	5年
(3) 証ひょう (領収書その他会計伝票の正当性を立証する書類をいう。以下同じ。)	5年
(4) その他書類	3年

【備考】第1項は、文書等の標準的な保存分類等を参考に規定する。

2 前項各号の保存期間は、決算完結の日から起算する。

3 第1項各号に掲げる書類の焼却その他の処分を行う場合には、あらかじめ第8条第1項の経理責任者の指示又は承認を受けるものとする。

(会計帳簿の更新)

第8条 会計帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第2章 予算

(予算の目的)

第9条 予算は、各会計年度の事業活動を明確な計数でもって表示することにより収支の合理的規制を行い、事業の円滑適正な運営を図ることを目的とする。

(収支予算の作成)

第10条 収支予算は、毎事業年度勘定区分ごとに作成し、総会の議決を得てこれを定める。

2 前項の収支予算は、環境省自然環境局長に報告しなければならない。

(予算の実施)

第11条 予算の執行者は、会長とする。

(予算の流用)

第12条 予算は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

第3章 出納

(金銭の範囲)

第13条 この規程において、「金銭」とは現金及び預貯金をいい、「現金」とは通貨のほか、為替貯金証書及び官公署の支払通知書をいう。

(金銭出納の明確化)

第14条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実にいき、日々出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

2 金銭の出納は、会計伝票によって行わなければならない。

(金銭の収納)

第15条 金銭を収納したときは、会長が別に定める様式の領収証を発行しなければならない。

2 入金先の要求その他の事由より、前項の様式によらない領収証を発行する必要があるときは、第6条第1項の経理責任者の承認を得てこれを行う。

3 金融機関への振込みの方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(支払方法)

第16条 出納の事務を行う者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの見積書、請求書その他取引を証する書類に基づき、第6条第1項の経理責任者及び会長の決裁を得て行うものとする。

2 支払は、金融機関への振込により行うものとする。ただし、小口払その他これによりがたい場合として第6条第1項の経理責任者が認めた支払のときには、この限りでない。

(領収証の徴収)

第17条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込みの方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(預貯金証書等の保管)

第18条 預貯金証書又は預貯金通帳については、所定の金庫に保管し、又は金融機関等に保護預けするものとする。

(金銭の過不足)

第19条 出納の事務を行う者は、原則として四半期に1回以上、預貯金の残高の証明できる書類によりその残高と帳簿残高との照合を行うとともに、金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく第6条第1項の経理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第4章 物品

(物品の定義)

第20条 物品とは、消耗品並びに耐用年数1年以上の器具及び備品をいう。

(物品の購入)

第21条 前条の物品の購入については、稟議書に見積書を添付し、第6条第1項の経理責任者を経て、会長の決裁を受けなければならない。ただし、1件の購入金額が20万円未満のときは、事務局長が専決処理にすることができる。

(物品の照合)

第22条 出納の事務を行う者は、耐用年数1年以上の器具及び備品について、備品台帳を設けて保全状況及び移動について所要の記録を行うとともに、その移動及び滅失又はき損があった場合は、第6条第1項の経理責任者に通知しなければならない。

2 第6条第1項の経理責任者は、毎事業年度1回以上、現物照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て、前項の備品台帳の整備を行わなければならない。

(規定の準用)

第23条 協議会の運営に必要な経費であって、会議費等軽微なものの支出については、第21条の規定を準用する。

第5章 決算

(決算の目的)

第24条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、当該期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(決算の種類)

第25条 決算は、毎年3月末の年度決算とする。

(財務諸表の作成)

第26条 第6条第1項の経理責任者は、毎事業年度終了後速やかに年度決算に必要な整理を行い、次の各号に掲げる計算書類を作成し、会長に報告しなければならない。

- (1) 収支計算書
- (2) 正味財産増減計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録

(年度決算の確定)

第27条 会長は、前条の計算書類に基づいて監事の監査を受けた後、当該計算書類に監事の意見書を添えて総会に提出し、その承認を受けて年度決算を確定する。

附則

この規定は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

別添3

〇〇〇〇協議会会員名簿

会員名	備考
〇〇市	
〇〇湿地の会	
〇〇を守る会	
〇〇県知事	

〇〇〇〇協議会役員名簿

役職名	氏名	所属団体・役職等	備考
会長	〇〇〇〇	〇〇市長	
副会長	〇〇〇〇	〇〇湿地の会 会長	
副会長	〇〇〇〇	〇〇を守る会 会長	
監事	〇〇〇〇	〇〇県知事	

6. 参考となるウェブサイト及び資料

●関連する法律を調べる

□生物多様性地域連携促進法

生物多様性地域連携促進法【環境省】 http://www.env.go.jp/nature/biodic/act_promo/index.html	
概要	生物多様性地域連携促進法の概要や枠組み、法律の条文、基本方針などを紹介。
資料	<p>パンフレット 生物多様性地域連携促進法のあらまし http://www.env.go.jp/nature/biodic/act_promo/pamph.html</p>

□特例措置に関する法律

種の保存法の解説【環境省】 http://www.env.go.jp/nature/yasei/hozonho/index.html	
概要	種の保存法の体系や法律の条文などを紹介。

野生鳥獣の保護管理【環境省】 http://www.env.go.jp/nature/choju/index.html	
概要	鳥獣保護法の概要や体系、法律の条文などを紹介。

絶滅のおそれのある野生動植物の生息域外保全【環境省】 http://www.env.go.jp/nature/yasei/ex-situ/	
概要	絶滅のおそれのある野生動植物の生息域外保全について紹介。
資料	<p>ガイドライン 絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方 ▶ http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13648</p> <p>ガイドライン 絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針 ▶ http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10655</p> <p>パンフレット 絶滅する前にできること—絶滅危惧種の生息域外保全— ▶ http://www.env.go.jp/nature/yasei/ex-situ/kigaipanfu.pdf</p>

国立公園 —National Parks of Japan—【環境省】 http://www.env.go.jp/park/	
概要	日本の国立公園の紹介や自然公園法に関する資料を掲載。

□生物多様性に関する法律

生物多様性 —Biodiversity—【環境省】 http://www.biodic.go.jp/biodiversity/	
概要	生物多様性に関する様々な情報を集めた総合サイト。生物多様性の意味や現在の状況などを解説したパンフレットや民間事業者が生物多様性の保全に取り組む際のガイドラインなどが掲載。
資料	<p>パンフレット 生物多様性国家戦略2010パンフレット「いのちは支えあう」 ▶ http://www.biodic.go.jp/biodiversity/wakaru/library/nbsap2010_pamphlet.html</p> <p>パンフレット 中・高生のための生物多様性ハンドブック「いのちはつながっている」 ▶ http://www.env.go.jp/nature/biodic/inochi/</p> <p>ガイドライン 生物多様性民間参画ガイドライン ▶ http://www.biodic.go.jp/biodiversity/shiraberu/business/bbgl/gl_participation/download.html</p>

□外来生物に関する法律

外来生物法【環境省】 http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html	
概要	外来生物の防除に取り組む際に参考となる特定外来生物同定マニュアルや防除の手引きなどが掲載。外来生物法の概要や体系、法律の条文なども紹介。
資料	<p>マニュアル 特定外来生物同定マニュアル▶ http://www.env.go.jp/nature/intro/4document/manual.html</p> <p>ガイドライン 防除に関する手引き▶ http://www.env.go.jp/nature/intro/4control/tebiki.html</p>

●各地の活動事例を調べる

□森林

森林ボランティア支援室【農林水産省（林野庁）】 http://www.rinya.maff.go.jp/j/hozen/volunteer/index-a.html	
概要	森林づくりに参加したいという個人や企業等の相談に応じたり、ボランティアによる森林づくりの現状、支援措置、活動事例（企業による森づくりなど）の紹介、各種安全マニュアルへのリンクなど様々な情報を提供。
資料	マニュアル 安全に関するマニュアル一覧

□田んぼ・畑・森・海

農林水産業と生きものの関わり【農林水産省】 http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s_ikimono/	
概要	全国各地で進みつつある生きもののマークに関連する事例紹介と、実践する際の要点を紹介。
資料	パンフレット 生きもののマークガイドブック ▶ http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s_ikimono/guidebook/index.html

□田んぼ・畑

生物多様性向上農業拡大事業【農林水産省、アミタ持続可能経済研究所】 http://aise.jp/bd_agri/index.html	
概要	生きものの生息環境に配慮しながら生産活動を行い、農業を通じた食料生産と生物多様性保全を両立しようとする取組の情報サイト。事例の紹介や取組のガイドブックとして「生きもの田んぼ&生きもの畑を育む実践アイデア手帖」が掲載。
資料	その他 生きもの田んぼ&生きもの畑を育む実践アイデア手帖 ▶ http://aise.jp/bd_agri/data/

□田んぼ・畑、森

里地里山の保全・活用【環境省】 http://www.env.go.jp/nature/satoyama/top.html	
概要	里地里山の保全活動を推進する情報サイト。里地里山の保全活動が全国で国民的運動として展開することを目的に策定した里地里山保全活用行動計画を掲載。
資料	ガイドライン 里地里山保全活用行動計画 ▶ http://www.env.go.jp/nature/satoyama/keikaku.html マニュアル 里地里山保全再生計画作成の手引き ▶ http://www.env.go.jp/nature/satoyama/tebiki.html パンフレット 事例集 ～自然と共に生きるにぎわいの里づくりのために～ ▶ http://www.env.go.jp/nature/satoyama/pamph.html

里ナビ【環境省、里ナビ事務局】 http://www.satonavi.go.jp/	
概要	里地里山の地域の人達、活動団体と、都市のボランティア希望者に役立つ情報サイト。保全活動の実施団体や里地里山分野の専門家、取組事例、参考文献の検索が可能。

□都市の公園や緑地、川、海

国土交通省の生物多様性保全に向けた取組【国土交通省】 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000107.html	
概要	社会資本整備を通じた生物多様性の保全に関する取組について紹介。
資料	パンフレット 環境の創造と継承を目指して ▶ http://www.mlit.go.jp/common/000125815.pdf

□都市の公園や緑地

公園とみどり【国土交通省】 http://www.mlit.go.jp/crd/park/index.html	
概要	都市の中でも身近なみどりであり、都市の生物多様性保全のために重要である公園緑地の役割や、公園緑地制度を通じた都市の生物多様性保全に関する取組について紹介。
資料	パンフレット 都市と生物多様性 ▶ http://www.mlit.go.jp/crd/park/crd_parkgreen_tk_000010.html

□海

里海ネット【環境省】 http://www.env.go.jp/water/heisa/satoumi/index.html	
概要	豊かで多様な生態系と自然環境を保全することで多くの恵みを与えてくれる「里海」についての情報サイト。里海の概要についてのパンフレットや地域の特性に応じた里海づくりを支援するための手引書などを掲載。
資料	パンフレット さとうみパンフレット ▶ http://www.env.go.jp/water/heisa/satoumi/08.html マニュアル 里海づくりの手引書 ▶ http://www.env.go.jp/water/heisa/satoumi/08.html

藻場・干潟・サンゴ礁の回復【農林水産省（水産庁）】 http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_thema/sub35.html	
概要	藻場・干潟・サンゴ礁について水産庁が実施する取組を紹介するサイト。「磯焼け対策ガイドライン」、「干潟生産力改善のためのガイドライン」、「有性生殖によりサンゴ増殖の手引き」などが掲載。
資料	ガイドライン 磯焼け対策ガイドライン ▶ http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_hourei/sub79.html ガイドライン 干潟生産力改善のためのガイドライン ▶ http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_hourei/index.html#higata マニュアル 有性生殖によるサンゴ増殖の手引き ▶ http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_hourei/index.html#sango

□その他

生態系サービスへの支払い（PES）【環境省】 http://www.biodic.go.jp/biodiversity/shiraberu/policy/pes/index.html	
概要	自然がもたらす様々な便益の受益者に対し、享受した便益に応じた対価の支払いを求める仕組みについて、日本における様々な事例を紹介。地域連携保全活動を持続的に行うために必要な資金を確保する方法を検討する際に参考となる。

●植生図や動植物の分布などのデータを調べる

□植生図や動植物の分布など

生物多様性センター【環境省】 http://www.biodic.go.jp/	
概要	日本の動植物の分布、河川・湖沼、干潟、サンゴ礁など生物多様性についての基礎的な調査やモニタリングに関するサイト。植生図や絶滅危惧種のリストなど様々な調査データが閲覧・ダウンロード可能。

●マニュアルやガイドライン等を調べる

□森

神奈川県自然環境保全センター【神奈川県】 http://www.agri-kanagawa.jp/sinrinken/index.asp	
概要	森林等の自然環境の保全・再生に関する事業や「丹沢大山自然再生計画」を推進する神奈川県の施設のサイト。「溪畔畔林整備指針」、「広葉樹林整備指針」、「広葉樹林整備マニュアル水源編」、「里山整備指針」などの森林整備の参考となるガイドラインが掲載。
資料	ガイドライン 溪畔畔林整備指針 ▶ http://www.agri-kanagawa.jp/sinrinken/tebiki.html ガイドライン 広葉樹林整備指針 ▶ http://www.agri-kanagawa.jp/sinrinken/tebiki.html マニュアル 広葉樹林整備マニュアル水源編 ▶ http://www.agri-kanagawa.jp/sinrinken/tebiki.html ガイドライン 里山整備指針 ▶ http://www.agri-kanagawa.jp/sinrinken/tebiki.html

□里山

モニタリングサイト1000里地調査【(財)日本自然保護協会】 http://www.nacsj.or.jp/project/moni1000/howto.html	
概要	(財)日本自然保護協会のサイト。里地里山をモニタリングするための「植物相」、「鳥類」、「中大型哺乳類」、「水環境」、「カヤネズミ」、「カエル類」、「チョウ類」、「ホタル類」、「人為的インパクト」の9つの調査方法を掲載。

□田んぼ

社団法人地域環境資源センター 農村環境部【(社)地域環境資源センター 農村環境部】 http://www.acres.or.jp/	
概要	(社)地域環境資源センター農村環境部のサイト。田んぼでの調査方法を分かりやすく解説した「田んぼの生きもの調査」や「田んぼの生きもの図鑑」を掲載。
資料	マニュアル 田んぼの生きもの調査 ▶ http://www.acres.or.jp/Acres/chousa/main.htm その他 田んぼの生きもの図鑑 ▶ http://www.acres.or.jp/Acres/tanbonoikimono/index.htm

□川

全国水生生物調査【環境省】 https://www2.env.go.jp/water-pub/mizu-site/mizu/suisei/	
概要	環境省が都道府県を通じて市民に呼びかけ実施している指標生物を用いた河川の水質調査。調査地の選び方や調査方法などを掲載。
資料	パンフレット 川の生きものを調べよう ▶ https://www2.env.go.jp/water-pub/mizu-site/mizu/suisei/chosa/ikimono/files/slide0001.htm

生物多様性の保全をめざした魚類の放流ガイドライン【日本魚類学会】 http://www.fish-isj.jp/info/050406.html	
概要	日本魚類学会のサイト。2004年に開催された日本魚類学会公開シンポジウム「淡水魚の放流と保全ー生物多様性の観点から」を契機に魚類学会において策定された魚類の放流に関するガイドラインを掲載。
資料	ガイドライン 生物多様性の保全をめざした魚類の放流ガイドライン ▶ http://www.fish-isj.jp/info/050406.html

□海

国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター [環境省] http://www.coremoc.go.jp/index.html	
概要	国内外のサンゴ礁の情報の収集・提供や、地域のサンゴ礁保全活動を推進する施設のサイト。サンゴ礁を対象にした環境教育教材として、子ども向けのワークブックや指導者向けのティーチャーズガイドを掲載。
資料	<ul style="list-style-type: none"> ■ その他 こどもワークブック「サンゴブック」 ▶ http://www.coremoc.go.jp/friendship/child_workbook.html ■ その他 「体験的に学ぶ『サンゴ礁』ティーチャーズガイド」 ▶ http://www.coremoc.go.jp/friendship/teachers_guides.html ■ その他 はじめようサンゴの島の環境学習 「1・2・サンゴ！」 ▶ http://www.coremoc.go.jp/friendship/teachers_guides.html

沖縄県自然保護課 [沖縄県] http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=70	
概要	沖縄県自然保護課の取組を紹介するサイト。「オニヒトデのはなし」、「オニヒトデ簡易調査マニュアル」、「沖縄県サンゴ移植マニュアル」などサンゴ礁の保全活動に役立つ資料が掲載。
資料	<ul style="list-style-type: none"> ■ マニュアル オニヒトデのはなし ▶ http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=70 ■ マニュアル オニヒトデ簡易調査マニュアル ▶ http://www3.pref.okinawa.jp/site/contents/attach/2274/survey_manual.pdf ■ マニュアル 沖縄県サンゴ移植マニュアル ▶ http://www3.pref.okinawa.lg.jp/site/contents/attach/19664/manual.pdf

財団法人黒潮生物研究財団 [財団法人黒潮生物研究財団] http://www.kuroshio.or.jp/	
概要	黒潮流域における環境と生物に関する幅広い情報の収集、整理、発信を行う高知県に設立された研究所のサイト。酢酸によるオニヒトデの駆除マニュアルが掲載。
資料	<ul style="list-style-type: none"> ■ マニュアル オニヒトデ駆除マニュアル ▶ http://www.kuroshio.or.jp/disc/Publication/AceticAcidInjectionManual.pdf

●活動の参考になる図書

□人と自然の関わり

人と自然のふれあい調査はんどぶっく [(財) 日本自然保護協会]	
概要	人と自然の関わり（生態系サービス）を、地域の人々が主体となって調べる“ふれあい調査”について、聞き取りや「ふれあいマップ」づくりなどの調査手法と、調査の意義を解説。活動の写真や調査用紙も掲載。
出版年	2010

□生きもの

自然環境モニタリング調査の手引きⅠー入門編ー身近な自然を見つめる目 [(財) 日本自然保護協会]	
概要	里やまなど身近な自然のモニタリング調査の入門書。指標生物（モグラ・カエル・ホタル・ミミズ）と生物相（鳥・昆虫・植物）、水環境の調査方法、植生図の作り方を具体的に解説。調査用具や調査用紙も掲載。
出版年	2006

7. 用語集

【ア行】

エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任をもつ観光のあり方。一般には1982年（昭和57年）にIUCN（国際自然保護連合）が「第3回世界国立公園会議」で議題としてとりあげたのが始まりとされている。日本においてもエコツアーが数多く企画・実施されており、環境省では持続可能な社会の構築の手段としてエコツーリズムの推進に向けた取組を進めている。

【カ行】

外来種

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

希少種

一般的には、数の少なく、簡単に見ることが出来ないような（希にしか見ることが出来ない）種をさす。希少種も同義語。「種の保存法」に基づき指定された、国内希少野生動物種、国際希少野生動物種を指して使われることもある。

【サ行】

里地里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、

様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域概念。

自然環境保全基礎調査

全国的な観点からわが国における自然環境の現況及び改変状況を把握し、自然環境保全の施策を推進するための基礎資料を整備するために、環境省が昭和48年度より自然環境保全法第4条の規定に基づきおおむね5年ごとに実施している調査。一般に、「緑の国勢調査」と呼ばれ、陸域、陸水域、海域の各々の領域について調査項目を分類し国土全体の状況を調査している。調査結果は報告書及び地図等に取りまとめられた上公表されており、これらの報告書等は、自然環境の基礎資料として、自然公園等の指定・計画をはじめとする自然保護行政のほか、環境影響評価等の各方面において活用されている。

市町村森林整備計画

地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が5年ごとに作成する10年間の計画であり、市町村における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施策に関する指針等を定めるものである。地域にもっとも密着した行政主体である市町村が、地域の実情に応じて地域住民等の理解と協力を得つつ、都道府県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進することを目的とするものである。

生物多様性条約(生物の多様性に関する条約)

生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とした条約。

1992年(平成4年)に採択され、1993年(平成5年)12月に発効した。日本は1993年(平成5年)5月に締結した。条約に基づき生物多様性国家戦略を策定し、これに基づく各種施策を実施している。

生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)

生物多様性条約の締約国(193の国と地域)が集まる最高意思決定機関であり、2年に一度開催されている。その第10回の会議が、平成22年10月に愛知県名古屋市で、わが国が議長国となり開催された。

生物多様性地域戦略

生物多様性基本法第13条に基づき、都道府県及び市町村が定める生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画。

絶滅危惧種

環境省レッドリストにおいて、次の3つのカテゴリー(分類群によっては、I A類とI B類をまとめて絶滅危惧I類としている)に掲載されている種。

【絶滅危惧I A類】ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種。

【絶滅危惧I B類】I A類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種。

【絶滅危惧II類】絶滅の危険が増大している種。現在の状況をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧I類」のランクに移行することが確実と考えられる種。

【夕行】

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する

ために、河川管理を行うこと。

【ナ行】

二次林

自然・人為のいかに問わず、何らかの原因により植生が強くあるいは頻繁に攪乱された後に成立した二次遷移の途中にある森林。溶岩など土壌のない地盤に森林が成立していく過程とは異なり、土壌さえ残存していれば初めからカンバ類やマツ類などの陽樹が成長し、長い年月をかけて、やがて陰樹に置き換わり安定した森林(極相)となる。このような遷移を二次遷移と呼ぶ。

【ハ行】

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。未利用バイオマスとしては、稲わら、もみわら、林地残材などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

ビオトープ

本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、日本では、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指す一般用語として用いられることが多い。

干潟

干出と水没を繰り返す平坦な砂泥底の地形で、内湾や河口域などに発達する。浅海域生

態系の1つであり、多様な海洋生物や水鳥等の生息の場、また水質浄化の場となるなど重要な役割を果たしている。

ふゆみずたんぼ（冬期湛水水田）

冬や春先に意図的に水を張っている水田のこと。生きものの生息地を再生させるとともに、抑草、施肥など稲作への効果も期待できる。

【マ行】

緑の基本計画

都市緑地法第4条に基づき、市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができる。

藻場

大型底生植物（海藻・海草）の群落を中心とする浅海域生態系の一つであり、海洋動物の産卵場や餌場となるなど重要な役割を果たしている。

【ラ行】

レッドデータブック

レッドリストに掲載されている種について生息状況や減少要因等を取りまとめた本。

レッドリスト

日本の絶滅のおそれのある野生生物種のリスト。日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたもの。

【その他】

CSR

Corporate Social Responsibility。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり、行動法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方。